

面に立ち至るや、今度は膨大な赤字公債を発行して、あの悪名高い列島改造型のインフレ予算を組み、一、二年後には確実に危険なインフレ再発過程への道を歩もうとしています。

第二の特徴は、総理、あなたの経済見通しは、ことごとく誤診を重ねてきたことです。かつてあなたは、日本経済は全治三年だと診断しました。しかし、三年たつても病気は治りませんでした。また、昨年夏には、不況の梅雨明け宣言が可能だと予報を出しましたが、いまなお梅雨は明けず、晴れ間すら見えない長雨が続いています。

それだけではありません。昨年でたらめな国際収支と経済成長の見通しは、内外にその信を厳しく問われることになってしましました。その上、ことは経常収支六十億ドルの黒字、経済成長七%の数値を示しましたが、そのいずれもが実現しないだろうと各方面から冷ややかな反応と疑問が出されています。

特徴の第三は、誤診を重ね、治療を誤った責任を総理みずからとろうとせず、その口実を外的要因に求めていることがあります。狂乱物価をオイルショックに、長期不況を円高ショックに求めるなどはその象徴的な事例で、まさに責任転嫁の名手と言わなければなりません。

加えて、総理の、先進国を含めて国際的に不況が深化している中で日本はまだよい方であるなどと開き直った態度は、失業、倒産、構造不況に痛む人々の心を逆なし、危機の深刻さに目をつぶった自己弁護で、許すことのできない言動であります。

そこで、総理、経済政策の失敗を率直に認めるべきであります。同時に、その責任を厳しく問いたいと考えています。特にあなたは、高度成長期も政府の経済運営の中枢に位置してきました。それだけに、今日の地位と相まって、経済失政の責任はだれよりも重かつ大であると思いますが、いかがでしょうか。

また、国民の切実な所得減税の叫びを振り切つ

て強行する、公共投資重点の景気対策が功を奏さなかつたとき、さらには、今回改めて掲げた国際収支を含む経済見通しの達成ができなかつたとき、いつ、いかなる責任をとるのか、この際明確にしておいてほしいと思います。

ここで、酒税の値上げについて若干の問題を提起し、答弁を求めたいと存じます。

政府は、酒税の従量税率を平均二四%値上げして、平年度一千九百七十億の増収を図りたいとし、その理由を、公債依存財政を脱却し、財政健全化を図るためにと説明していますが、理解に苦

します。なぜならば、今日の財政破綻の根源は、酒税が低かったことにあります。歴代

自民党政権が、長年にわたり膨大な借金をしてしまいます。なぜならば、今日の財政破綻の根源は、酒税が低かったことにあります。歴代

自民党政権が、長年にわたり膨大な借金をしてしまつて、大量の国家資金を大企業本位の政策に投入してきたことにあるからであります。したがつて、真に公債に抱かれた財政の根源的な危機の克服を目指すとすれば、破綻の原因と責任を明確にしなければならないと思いますので、総理、大臣の厳しい自己批判を求めるべきだと思います。また、その上に立って、今後の財政のあり方、財政危機克服の施策を含む財政再建計画を示すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

そこで、財政再建の柱と問題点を指摘しておきたいと思いますが、まず第一に、さきの大企業擁護の財政構造を根本的に転換することを基本的姿态として、公債の解消に全力を尽くすべきだと思います。五十三年末でも四十三兆を超える膨大な赤字公債を抱えることとなり、その始末をつける作業は容易なことではないはずであります。公債発行は四十年に福田総理自身が始めたわけでありますし、その後の成長期にも火種だけは残しておきたいと言つたものが、いまや大火となつたのありますから、総理、あなたの自身に火消しの責任があるはずです。政府も、さきに発表した評判があります。特に、すでに成立した土地税制の緩和

を解消するための試算を出していますが、今後の内容と具体的な日程を明らかにしてほしいと思いますが、総理並びに大蔵大臣、いかがでしょうか。

第二の問題は、財政再建の基本策を示さないままで、酒税の値上げについて若干の問題を提起し、答弁を求めたいと存じます。

政府は、酒税の従量税率を平均二四%値上げして、平年度一千九百七十億の増収を図りたいとし、その理由を、公債依存財政を脱却し、財政健全化を図るためにと説明していますが、理解に苦

します。なぜならば、今日の財政破綻の根源は、酒税が低かったことにあります。歴代

自民党政権が、長年にわたり膨大な借金をしてしまつて、大量の国家資金を大企業本位の政策に投入してきたことにあるからであります。したがつて、真に公債に抱かれた財政の根源的な危機の克服を目指すとすれば、破綻の原因と責任を明確にしなければならないと思いますので、総理、大臣の厳しい自己批判を求めるべきだと思います。また、その上に立って、今後の財政のあり方、財政危機克服の施策を含む財政再建計画を示すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

そこで、財政再建の柱と問題点を指摘しておきたいと思いますが、まず第一に、さきの大企業擁護の財政構造を根本的に転換することを基本的姿态として、公債の解消に全力を尽くすべきだと思います。五十四年度以降、合計十兆三千三百億という巨額の増税が必要だとしておりますが、いかなる税で、どの階層にどれだけ負担させようとしているのか、答弁を求めるべきだと思います。

あわせて、不吉な増税キャンペーントリニティの前兆と非難されておるさきの試算では、五十七年には特例

を解消するための試算を出していますが、今後の内容と具体的な日程を明らかにしてほしいと思いますが、総理並びに大蔵大臣、いかがでしょうか。

とりわけ、一つには、大企業や高額所得者に対する各般の優遇措置を撤廃すること、二つ目に公債依存財政克服の見通しと方策を、償還のための具体的な財源計画も含めて、試算ではなく、財政再建計画を出すべきだと考えますが、いかがですか。

しかし、総理らは、不公正税制を改廃しても、なおかつ財源不足であると答弁するであります。そこで、それならば、間接税、大衆課税を強化するのではなく、大企業、高額所得者に對しては、利子配当分離課税をやめ、総合課税にすることと、そして三番目には、医師優遇税制を廃止すること、以上三点に分けて答弁をいただきたいと思います。

しかしながら、総理は、不公正税制を改廃しても、利子配当分離課税をやめ、総合課税にするこ

とと、そして三番目には、医師優遇税制を廃止すること、以上三点に分けて答弁をいただきたいと思

います。

しかし、総理らは、不公正税制を改廃しても、利子配当分離課税をやめ、総合課税にするこ

とと、そして三番目には、医師優遇税制を廃止すること、以上三点に分けて答弁をいただきたいと思

います。

選択的増税と称するようですが、言いかえれば、取りやすいところから取る、弱いところから取るという方式であり、しかも、今後の間接税増税の露払い的役割を担わせようとしています。しかし、間接税の増税は言うまでもなく逆進性の高い大衆課税で、酒を例にとってみましても、実收入に対する負担割合は、大別して、所得四百万を超える層にはせいぜい〇・二六%程度であります。が、二百万以下では〇・四五%にも及びます。その意味で、税の所得再分配機能を減殺することはもとよりであります。同時に、消費性向の高い低所得者層に負担を加重し、消費抑制の効果を心的にもますます拡大させていく結果となります。これは、個人消費の伸長を通して景気浮揚をという策に適効果を求める結果となり、趣旨説明の、「当面の経済運営の方向と背馳しない範囲」の増税ではないはずであります。政府はこれをどう説明するのでしょうか。

次に、酒税は、たばこと同様、五十年末に国民の怨嗟の声の中で値上げを強行しました。それからわざか二年です。税収は毎年一割程度確実に伸びてきて、五十二年度は実に一兆一千億を超えるに至っています。小売価格に占める酒税の負担率も下がっておりません。したがって、いかに財源難とはいえ、値上げは理由に乏しく、認めるわけにはまいりません。

三度目は、政府は、酒税を値上げしても小売価

格はそのままの値上げにとどめ、便乗値上げは許さないから物価に与える影響は少少であると説明しますが、過去の事例に従しても、遠からず小売価格の値上げを誘発することは必定であります。したがって、これらの点も含めて、物価及び家計に与える影響について問題に供すべきものと考えますが、いかがでしょうか。

官はどのような認識と見通し、また対策を持つておられるのか、伺いたいのであります。

最後に、総理、物価の動向とあわせて、インフレ再燃の危険について警告をしておきたいと思

ります。

政府は、五十年以降膨大な公債発行により、インフレの素地をつくってきました。しかし、底知れぬ不況のため、インフレへの転化が抑えられました。これが、政府の景気刺激政策によって期待されるような民間の資金需要が出てくれば、市中金融機関の公債引き受けが限界に達し、中小企業を中心とした民間資金需要の締め出しが行われ、これが日銀による買いオペで回避しようとすれば、市場に大量の流動性を放出することになります。

あわせて、円高対策として日銀が買支えたドル

は百億ドル、円にして一兆五千億、これが市中に

すでに放出をされておりますから、景気の回復過程でインフレに火が点じられる危険が多分に予想

をされるのであります。少なくとも、すでにイン

フレの病根が拡大をしつつあるわけでありますか

と、こういうような具体的な点についての御指摘でございますが、石油ショックは四十八年の暮

年に起ったわけであります。そこで、四十九年—五十年といふ年は、輸入した年であります。

狂乱物価だ、国際收支は百三十億ドルの大赤字である、経済成長は初めてマイナスを記録す

る、そういうような状態は全然ない。また、国際收支は均衡を取り戻し、四十七億

ドルの経常黒字を出すというような状態になり、

また、経済成長は五・八%、世界第一の成長を記録するような状態になつたんであります。この

ショックからの立ち上がりの基本的な態勢はでき

上がつたわけであります。私が全治三年と申

し上げましたが、まあ細かいことを言いますれ

ば、生きた経済ですから、いろいろありますけれども、大方の位置は私は三年でなし遂げ得ら

れたと、このように考えております。しかし、現

在の状態を見ますと、まだ日本の経済状態、こ

れは国民が期待するような状態ではない、そういう

ようなことを考えますと、政府といたし

り時の総理の指揮のもとでしたわけであります

が、これは私は、失敗であったといふようなそし

りを受けるような状態のものじゃない、そのよう

に確信をいたしております。

世界じゅうがショックで大変な混乱です。そ

のなかでわが日本のショックからの立ち上がり、こ

れは実際にみごとなものであつたと、こういうよう

な世界的な評価を得ているわけであります。私

がそれについて、あるいは自由民主党政府がそれ

につきまして責任をとつてどうこうしなければな

らぬというような状態ではない。この点は繰り返

します。

また、金治三年と言つたが、そのとおりに

なつておらぬじやないか、また、六・七%成長と

言つたが、五・三%成長にとまるではないか

と、こういうような具体的な点についての御指摘でございますが、石油ショックは四十八年の暮

年に起つたわけであります。そこで、四十九年

年—五十年といふ年は、輸入した年であります。

狂乱物価だ、国際收支は百三十億ドルの大赤

字である、経済成長は初めてマイナスを記録す

る、そういうような状態は全然ない。また、国際收支は均衡を取り戻し、四十七億

ドルの経常黒字を出すというような状態になり、

また、経済成長は五・八%、世界第一の成長を記

録するような状態になつたんであります。この

ショックからの立ち上がりの基本的な態勢はでき

上がつたわけであります。私が全治三年と申

し上げましたが、まあ細かいことを言いますれ

ば、生きた経済ですから、いろいろありますけれども、大方の位置は私は三年でなし遂げ得ら

れたと、このように考えております。しかし、現

在の状態を見ますと、まだ日本の経済状態、こ

れは国民が期待するような状態ではない、そういう

ようなことを考えますと、政府といたし

ます。

ましては、国民の期待にこたえるべく、また世界

の期待にこたえるべく、経済成長を着実にやつ

ておられます。しかも、公共投資を引き金に、セメント

トを初めとする建設関連資材の高騰、土地税制の

緩和による土地の値上がりが、すでに始まってお

ります。こうした物価動向に対して経済企画庁長

官はどのように認識と見通し、また対策を持つてお

られます。

最後に、総理、物価の動向とあわせて、インフ

レ再燃の危険について警告をしておきたいと思

います。

おられるのが、伺いたいのであります。

最後に、総理、

昭和五十三年四月十二日 参議院会議録第十五
ござります。かつては海運であるとか電力等に
やつておりますのは、昭和二十八年ころはたし
か三〇%くらいだと思いますが、現在企業に融資
しておるのは一・七%でございますから、全くい
まは違う様子になつておるということを御理解願
いたいのでござります。

第二点は、先般お示し申し上げました財政収支試算、試算ではなくて実行性のある計画を示せ、というお話をございます。試算は、今後財政の健全化を図るために、五十七年に特例公債を脱却するような方向をとりながら、しかも中期経済計画と整合性があるかどうかということを試算しながらしまして、それは大丈夫だということを確かめたわけでございます。したがいまして、この方向で考えるわけでござりますけれども、毎年の計画を示せと、こういうことでございます。これはなかなか、今後何年間の中期にわたる財政経済状況を全部見通さぬとわからないわけでございます。非常にむずかしいのでございますが、われわれも努力強してまいりたいと、かように思つてゐるところでございます。

それから第三番目に、一般消費税が財政健全化のために言われているが、これは一体どういうことになるのか、逆進的ではないか、こういう御指摘でございます。確かに税制調査会は、いまの日本の租税構造からいたしまして、将来財政健全化のために一般消費税の問題は避けたは通れないといふことを答申しております。ただし、それをいついかなる形で、どんな仕組みでやるかという問題については、これはやはり税制調査会でいわばたたき台をつくり、そして国民にいろいろお示ししそのいろいろな反響を聞いた方がよろしいと、こういうことでございまして、いま政府もそれと対応して検討を進めておるところでございます。ただ、逆進性という問題につきましては、これは租税体系全体として逆進的であるかということを論すべき問題でございまして、一つ一つの税目で

言うのは私は当たらないと思つてゐるのでござい
ます。

第四番目に、増税の前提として不公平税制的是
正が先決ではないか——こもつともだと思うわけ
でござります。そして三つの例を挙げられました
が、そのうちの医師の診療報酬に対する課税につ
きましては、わが自由民主党におきまして、この
制度は五十三年度限りの制度とし、それに対応す
る諸般の措置を講じますと、こう言つております
ので、政府の方もそれと呼応して、同時に検討を
進めてまいります。

それから、利子・配当の総合課税あるいは有価
証券の譲渡所得益に対する課税、これはどうなる
のか、こういうお話をございます。われわれも、
この問題を実現したいと考へておるのでございま
すが、何分にもこれの実務は非常にむずかしい話
でございます。いろいろな、コンピューターを使
う問題、あるいは、要するにその本人であるかを
いかにして確認し総合できるか、その実効性のあ
る——用意なくしてやりますと、かえって税収は
減るだけではなくて、逆の意味の不公平を来すお
それが十分にござります。そういうことでござい
ますので、私たちは着實に、しかし実効のある方
法でいま検討を進めておるところでござります。

最後に、酒税の増税、これはどうも景気浮揚と
の関係でおかしいじゃないか、特に逆進性の関係
はどうだ、こういうお話をござります。ことし
は、御案内のように、できるだけ経常経費を節減
しながら、景気浮揚をやるために大型の予算を組
んだわけでございますが、しかし、可能な限り財
政を健全にすることは財政当局の任務であるわけ
でござります。そういう意味におきまして、致醉
飲料、嗜好品、しかもまた財政物資として国際的
にも認められております酒税につきましては、細か
い配慮をしながら、若干の負担をお願いしたいと
て、第一に、比例税率の部分につきましては、こ
れは値段が上がれば自然に税収は上がります

の一部を改正する法律案(趣旨説明)

で、これは避けたわけでございます。また、従量税率の中でもいわゆる大衆品と言われるものは原料の値のまま据え置いたのでございます。残りました酒類の中でも、現在の酒類の態様あるいは原料の値上がり等勘案いたしまして、基本は二四・三税にいたしましたけれども、それぞれの立場を考えまして、適当な税率で、低い税率で据え置くよう措置を講じたところでございます。

なお、家計消費に占める酒の消費の割合は大体一・三〇%程度でございます。どうかひとつ政府の意のあるところをくんでいただきて、何とかごんばう願つて財政に御協力願いたいというの私が私たちの願いでござります。

四一四

境が、予想どおりと申しますか、よくなりつつあると考えておりますて、すでに御可決いただきました予算等々の執行に誤りなきを期して、達成をいたしたいと考えておるわけでござります。それから、一般消費税についてどう考えるかといふお尋ねでございました。一般消費税をいつからということを決定しておりますわけではございませんが、御承知のような諸般の情勢から申して、ある段階から増税が必要であるということでありますれば、一般消費税のようなものがまあ考えられる。これは課税対象、課税方法等慎重に考える必要がございますけれども、やむを得ないのではないかと私としては考えております。

それから物価動向について述べよというお尋ねでございまして、ただいま卸売物価は、二月あたりでマイナス一・七%、やや異常でござりますが、マイナスが続いております。それから消費者物価の方は、このところ四名台に一、二カ月ずつととどまつておりますので、五十二年度はますます落ちついた情勢で終わつたと申し上げることができます。

五十三年度の問題でござりますけれども、このような卸売物価の鎮静傾向が多少の時間のおくれを伴つて消費者物価にはね返つてしまりますので、その点では、消費者物価は五十三年度かなりいい環境の中にあると見ておるわけでござります。公共料金はしかしいろいろあるではないかとうことでございまして、五十三年度は、授業料、道路公団等の通行料金、住宅公団の家賃、それから内容未定でございますが、国鉄運賃のある程度の上昇を私ども見込んでおりますが、総じて五十二年度におけると同程度の寄与率、その程度の公料金の値上げであろうと考へておりますので、例年に比べましてそんなに公共料金のウエートが大きい年ではございません。したがいまして、年度平均で六・八%程度というものが政府の見通しでございますが、ほぼそこに落ちついていくとどうふうに、ただいま動向を見通しておるわけでござ

います。(拍手)

〔國務大臣河本敏夫君登壇 拍手〕

○國務大臣(河本敏夫君) 私に対するお尋ねは、一般的消費税の導入を含む増税についてどう考えるかと、こういうお話をございますが、現在の財政事情から考えて、中長期的に見ました場合に、やはりある程度の増税は必要であろうと、このように私どもは理解をいたしております。しかしながら、その時期の判断が大変むずかしいわけでもございまして、景気動向を十分判断をしながら、その時期を決定するということが大事だと考えております。

それから同時に、中小企業に対する影響、産業、貿易に対する影響はもちろんでござりますが、特に中小企業に対する影響、これを十分慎重に配慮することが必要であると、このように理解をしております。(拍手)

○議長(安井謙君) 答弁の補足があります。福田内閣総理大臣。

〔國務大臣福田赳夫君登壇 拍手〕

○國務大臣(福田赳夫君) 矢田部さんから、インフレの危険があるが、どういうふうに考えるか、どういうふうに対処するかというお話をございましたが、警告しておくんだと、こういうことであつたが、それに関連いたしましてお答えを申し上げます。

インフレにつきましては、私はしばしば申し上げておるわけであります。これは政治の敵である、社会の敵である、最も政治はインフレに対しても敏感でなければならぬ、このようにかたく考えておるわけであります。

これからわが国社会、経済の前途を考えみますと、これはなかなか容易なものじゃありません。いまは不況打開不況打開と言つておりますけれども、不況が打開されたと、その暁におきましては、これはインフレといつて問題もまた心していないかなければならない問題になつてくる。こ

れからの行く道は、われわれはもう本当に、インフレとデフレといいますか、不況とのこの合間に

本当に巧みに、しかも精力的に縋っていくとい

う、政策の優先順位を明確にする必要がある

と考えますが、總理の御見解を伺いたいと思いま

す。

つきましては、これはもう絶対に日本社会をインフレにするというようなことはいたさない、もし経済運営の過程におきましてインフレ化の危険が出てきたというようなことがありますれば、これは何物を犠牲にいたしましても、このインフレの阻止をいたすということをはつきり申し申し上げます。(拍手)

○議長(安井謙君) 多田省吾君。

〔多田省吾君登壇 拍手〕

○多田省吾君 私は、公明党を代表して、たゞいま提案されました酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案について、總理並びに関係大臣に質問をいたします。

わが國經濟と国民生活は、急騰を続ける円高と不況の悪循環によって大変な苦境に立たされ、倒産、失業等もかつてない厳しさを示しております。

〔議長退席、副議長着席〕

今回の酒税引き上げは、悪評高い不公平税制を放置したままで庶民を苦しめる増税であり、全く納得のいかないものであります。酒やビールは大衆嗜好品であり、酒税引き上げは大衆課税の強化となり、低所得者ほど税負担が重くなる逆進性を拡大することになります。逆進性については、大蔵省提出の資料でも明らかであります。すなわち、実収入に占める酒税の負担割合を收入階層別に見てみると、昭和五十年分で、実収入が二百万円以下では〇・四三%、二百万以上三百万円以下では〇・三七%、三百万円以上では〇・二七%の負担となつております。したがって、低所得者はほど重税となる税制改正はやめて、数多くの不公平税制を早急に改正し、好況の大企業や有資産者

や高額所得者など負担能力のあるところから取

り、不公平税制の是正についても懸念されてい

る今日、この酒税引き上げは撤回すべきであると思ひます。

また、以前よりわが党は、間接税の所得階層別負担割合の実態調査をすべきであると主張してまいりましたが、政府の姿勢は不十分であり、私は、間接税の逆進性について政府はどう対処するか、あわせて御答弁いただきたいと思います。

次に、酒税の引き上げに優先して行うべき多くは、不公平税制が温存されたままになつておりますので、代表的な不公平税制の是正について具体的にお伺いしたいと思ひます。

まず、各種引当金のうち、退職給与引当金についてであります。これは実態が明らかに不公平であります。

あるにもかかわらず、政府は、税制の問題ではなく企業会計の問題であると、論旨をすりかえて是正を放棄しているところの法人税中の優遇税制であります。この退職給与引当金は、不況下にもかわらず、期末残高が四十八年の二兆九千億円から、四十九年三兆七千三百億円、五十年四兆二千億円、五十一年四兆九千九百億円とウナギ登りに増加しております。その利用状況も全法人数の約一%の、資本金一億円以上の法人が金額では八四%も占めており、大企業ほど課税逃れに利用している優遇税制であると言わざるを得ません。この退職給与引当金の繰り入れ限度額を現行の二分の一に縮小することによつて、約一千三百五十億円の税収が可能となります。これでもなお政府は、これは正に必要ではないと言われるのか、今後永久に見直しを行わないつもりなのか、明確な御答弁をお願いします。

同じく、この他にも不公平税制の是正として、利子配当課税の総合課税、給与所得控除を年取八百五十万円で頭打ちにすること、また、交際費の超過限度額に対する一〇〇%課税、価格変動準備金の三〇%縮小等を合わせると、增收額はさらには千四百十億円の追加となり、酒税引き上げの増

取額をはるかに上回るのであります。今後の不公平税制の是正について具体的な見解をお聞きしたいと思います。

さらに、富裕税について伺います。

官報(号外)

政府の税制調査会は、富裕税について、執行面の問題について引き続き検討を重ねた上で結論を出すべきであるとしておりますが、今日のような長期の不況やインフレは国民の資産保有に大きな影響をもたらし、社会的不公平をますます拡大させることが懸念されます。酒税など大衆増税に先がけて富裕税創設を実施すべきだと思いますが、これに取り組む姿勢を伺いたいと思います。

また、税調が、先ほども述べられましたが、五月中旬ころ再開すると言われております。その手順、日程、審議内容がどうなのかお伺いしたいと思ひます。われわれは、一般消費税は逆進性の強い大衆課税であり、インフレをもたらし中小企業を苦しめますので、強く反対しているものであります。再開する税制調査会では、むしろ不公平税制の是正について早急に審議すべきだと思います。

最後に、国民生活を守るために得減税及び当面の財政経済政策について若干お尋ねいたしま

関にも適用するために、大蔵省、国税庁と協議するよう指示されたと言われておりますが、その真意を郵政大臣にお伺いし、さらには大蔵大臣にもおわせてお伺いしたいと思います。

次に、円高は昨年の二百六十円台から一百十円台へと予想をはるかに上回る勢いでございまして、円高差益はまさに莫大なものとなっております。円高メリットの消費者還元を経企庁長官はどういうに考えておられるか、また、通産大臣はどういう監視強化と行政指導をどのように行うつもりか、特に石油製品、電力、ガス料金は据え置きにとどまらず、引き上げるように強く指導すべきだと思いますが、どう対応いたしますか、お聞きしたいと思います。

終わりに、昨日わが党が政府に円急騰緊急対策七項目を申し入れましたように、国民生活を守り、内需を拡大し、この経済危機を乗り切るため、再び対策が後手に回らないよう早急に補正予算を組み、当面、老齢福祉年金二万円の実現、またあわせて一兆円の所得減税、公共事業の適正な推進、住宅建設の促進、雇用対策、中小企業対策の強化、円高メリットの消費者還元、通貨安定が、總理の明確な御答弁を要望いたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

○國務大臣(福田赳氏) お答え申し上げます。

〔國務大臣(福田赳氏) 拍手〕
税は負担能力のあるところから徴収せよ、そういう政策の優先順位を明確にする必要があるが、どういうふうに思うかと、このような御質問であります。税負担の公平ということは税制の最も重要な基本原則であります。それは制度ばかりじゃなくて、その制度を実行する上におきましても、公平の原則というものは非常に貴重な原則であると、そのように考えておるわけであります。

預金利はまたまた引き下げられ、郵便貯金利も郵政審議会で審議されておりますが、郵政大臣は、庶民生活を守るために、預貯金利減り対策の追加といったしまして、退職金一千五百円までの利子を非課税にすることを主張され、民間金融機

してきておることは、これはもちろんであります。が、さらに、いま御指摘ありましたように、これが本当に垂直的公平というふうに言われておるわけですが、その実現にも努力をいたしておるわけでありまして、今後ともこの二つの公平、これを両々実現できるように努力をしてまいりたいと、かようになります。

さらに、当面の経済運営に触れられまして、ガットの東京ラウンドの追加オファーをどういうふうにするかと、こういうようなお話をございましたが、ガットにつきましては、御承知のように、いまこれを何とか成功させたい。つまり、世界経済情勢が非常に深刻な情勢であります。これをほうつておきますると保護貿易主義が台頭しかねないという状態である。これに対してもいろいろ備えをなさなければなりません。その中の最も大事な施策が、これはガット東京ラウンド交渉を成功させることと、いうふうに国際社会では認識をされてしまうわけあります。

いま国際社会におきましては、相互の間に精力的にこの問題成功のための努力が続けられておるのでありまして、大体七月ころにはその内容の大筋についての合意にこぎつけたいというところまで来ておるわけであります。わが国といたしましては、この自由貿易体制、これをとにかく先頭に立って主張しておる国であります。この自由貿易体制の支えであるところの東京ラウンド交渉、これは何でも成功させなければならぬ、このようになりますが、そういう最後の締めくくりの段階におきまして、各國ともそのオファーを出しておる。その出しておるオファーにつきまして、さらにそれを改善するという努力も行われておるわけありますが、その傾向がどういうふうになりますか、その世界の流れの中でわが国は恥ずかしくない態度をとつていかなければならぬ、かようになります。

さて、おきまして、各國ともそのオファーを出します。

○國務大臣(村山達雄) 多田さんにお答え申し上げます。

不公平税制を放置しながら酒税の増税を行おる非常に広範にわたりましたが、逐次申し上げます。

不公平税制を放棄しながら酒税の増税を行おるは適当じゃないじゃないかと、こういうお話をどうぞいります。実は、企業課税を中心いたしまして、ここ三年間、われわれは鋭意不公平税制の是

るのかというお尋ねでございますが、日米首脳会談は、これも申し上げておるところでございますけれども、日米両国というのは、これは日本から見ますると本当に特殊な大事な関係でございま

す。その大事な関係の相手方であるアメリカの首脳と年に一回ぐらいい会って意見の調整をしておくことなどどうしても必要である、そういうことを、私の提唱に基づいて行われる会談でござい

ます。日米間でとりわけ交渉しなければならない

と、そういう案件はございません。広く世界の政治、世界の経済、それらを論じまして、そうして

意見の調整を、また、相互の理解を深めておくと、そういう角度であります。

そこで、私は非常に大事なことであると、このように考えておるのであります。

特に、アメリカはいま世界経済の第一の大國である。わが国はアメリカに次いで自由社会では第二の工業力を持つておる国であります。深刻な世界経済の情勢の中で、この第一の立場にあるアメリカ、第二の立場にある日本、その両首脳が意見の交換をして、そして七月に予定されるところの首脳会談に臨むという道筋をとるということは、これは私は非常に大事なことであると、このように考えておるわけであります。そういう角度における世界経済の問題、まあもとよりその中には通貨の安定という問題も入りますけれども、経済問題ばかりじゃなくて、あるいはアジアの政治の情勢、あるいは中東の問題、それらの問題につきましても、篤と両首脳で話し合ってみたいと、このようになります。

〔國務大臣(村山達雄) 拍手〕

○國務大臣(村山達雄) 多田さんにお答え申し上げます。

不公平税制を放棄しながら酒税の増税を行おる非常に広範にわたりましたが、逐次申し上げます。

不公平税制を放棄しながら酒税の増税を行おるは適当じゃないじゃないかと、こういうお話をどうぞいります。実は、企業課税を中心いたしまして、ここ三年間、われわれは鋭意不公平税制の是

正に努めたつもりでございます。今年度も、平年度四百九十九億の増収を見ているところでござります。今後ともこの問題はやつていただきたいと思っておるのでござります。

酒税の方は、先ほど申しましたように、健全財政の立場から若干の負担をぜひお願ひ申し上げたいと、こうしたことでやつてないのでございます。

それから、従価税率をなぜ据え置いたのか——これは一つは、従価税率でございますから、小売価格が上がりまれば自然に負担が上がります。従量税は、値段が上がりますと自然減税が行われるのでございます。それから、わが国の従価税率は一五〇とか二二〇とか、かなり高率でござります。それから、諸外国では非関税障壁であるという非難もあるわけでございます。いろんなことを考えまして、従価税率は今度据え置かしていただきたいと申しますが、わが国のビールというのビールは、水が悪うございますから、水がわりに飲んでおる。ところが、わが国のビールといふのは、何と申しましても、ちょっと消費の態様が違います。ヨーロッパの方は、御承知のように、ビールは、水が悪うございますから、水がわりに飲んでおる。ところが、わが国のビールといふのは、何と申しましても、ちょっと消費の態様が違います。

それから、不公不公平税制を直せということを、いろいろな例を挙げられまして、一つは退職給与引当金を出されたのでございます。これはもう御承知のようだ、商法におきまして、企業会計原則におきまして、当然退職したときに支給すべき金額、これは損金性が認められておるというこ

とは御存じのとおりでございます。ただ、税法はいまそれを二分の一にちょっと切つておるわけでございますが、これは今後の予定、どれぐらいたつて平均マクロ的に退職するのか、そして将来払われるわけでございますから、その金額を現在価値で資本還元いたしておるでございます。まあそれが思つておるところでございます。

それから、富裕税の話でございますが、これは以前やりまして大変苦労がかかりまして、ある意味でまた逆の不公平も出たわけでございますけれども、しかし、税制調査会の方でも可否両論ござります。ただ、一般消費税を起こす場合には一遍検討に値するんじやないかという御意見もあります。その問題も検討させていただきたいと思つております。

それから利子・配当の総合課税、これはもう一度検討しておりますけれども、時間がかかるといふことだけ申し上げておきます。

交際費課税の強化でございますが、もう資本金基準は千分の〇・二五しか残っておりません。あと

とは四百万円の一律控除でござりますから、それで八五%否認でございますから、これ以上強化するということになりますと、四百万円に手をつけなくちやいがぬのじゃないか。そこまで覚悟しない

いとの問題はなかなか増収にはつながってこないような感じがいたします。

それから価格変動準備金、これはもう毎年毎年縮小してまいりまして、ことしも縮小いたしましたところでございます。今後も検討させていただきます。

昭和五十三年四月十一日 参議院会議録第十五号 酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

ございます。

それから、不公平税制を直せということを、いろいろな例を挙げられまして、一つは退職給与引当金を出されたのでございます。これはもう御承知のようだ、商法におきまして、企業会計原則におきまして、当然退職したときに支給すべき金額、これは損金性が認められておるというこ

とは御存じのとおりでございます。

それから、退職金の千五百万円までのその預金に対する利子の非課税というお話をございます。

私も新聞紙上で見たところで、まだ正式の連絡を受けていないのでございますが、退職金につきましては、もう御承知のようだ千万円まで退職所得

金控除がありまして、二分の一にして分離課税に

しておられますから、退職金に対する税の軽減とし

ては十分ではなかろうかという感じがしております。

その預金関係でござりますけれども、現在

は、郵便貯金、マル優、国債を入れますと大体九

百万円まで金融資産は非課税になるわけでござ

ります。一方、一世帯当たりの金融資産等を見ます

と、それよりはるかに低位にあるということです

ざいます。そういう実情にあることだけ申し述べておきます。

それから最後に、いま円高不況で補正予算を組

むつりがないかと、こういうお話をございま

す。私たちには、七%成長、七%前後の成長とい

うことはままやさしいことではないと思いますが、まだ達成不可能だと考えていないのでござ

ります。幸い、先般早々に予算を成立させていた

だきましたので、われわれはこれを着実に実行

し、そしてまた公定歩合も引き下げたのでござ

りますので、今後の景気効果が期待されるところでございまして、まずは、できましたものを着実に

実行いたしまして、そして所期の目的を達成した

いと考えておるところでございます。したがつて、現在補正予算を組む考えは持っていないこと

を申し添えます。(拍手)

以上でございます。

〔國務大臣河本敏夫君登壇 拍手〕

○國務大臣(河本敏夫君) 私に対するお尋ねは、

為替差益を消費者に還元すべしと、こういう趣旨のお話でございます。

まず、電力料金について申し上げますが、電力

料金は昭和五十一年に現行のレートを設定をいた

る早急にやりたいと思っております。そして、財

政試算に示しましたような方向でいろいろな問題

を御討論願いたい、かようなつもりでおるわけでござります。

それから、退職金の千五百万円までのその預金

に対する利子の非課税というお話をございます。

それから、富裕税の話でございますが、これは

決まっておりません。しかし、国会等済みました

お話をござります。

それから、不公平税制を直せということを、い

ろんな例を挙げられまして、一つは退職給与引当

金を出されたのでございます。これはもう御承知

のようだ、商法におきまして、企業会計原則にお

きまして、当然退職したときに支給すべき金額、これは損金性が認められておるというこ

とは御存じのとおりでございます。ただ、税法は

いまそれを二分の一にちょっと切つておるわけでござりますが、これは今後の予定、どれぐらいたつて平均マクロ的に退職するのか、そして将来払われるわけでございますから、その金額を現在価値

で資本還元いたしておるでございます。まあそ

れをさらに二分の一にせいで、こういうことでござりますが、これ以上は無理じやないかとわれわれは思つておるところでございます。

それから、富裕税の話でございますが、これは以前やりまして大変苦労がかかりまして、ある意味でまた逆の不公平も出たわけでございますけれども、しかし、税制調査会の方でも可否両論ござります。

それから、利子・配当の総合課税、これはもう一度検討しておりますけれども、時間がかかるといふことだけ申し上げておきます。

交際費課税の強化でございますが、もう資本金

基準は千分の〇・二五しか残っておりません。あ

と、それよりはるかに低位にあることでござ

ります。そういう実情にあることだけ申し述べておきます。

それから最後に、いま円高不況で補正予算を組

むつりがないかと、こういうお話をございま

す。私たちには、七%成長、七%前後の成長とい

うことはままやさしいことではないと思いますが、まだ達成不可能だと考えていないのでござ

ります。幸い、先般早々に予算を成立させていた

だきましたので、われわれはこれを着実に実行

し、そしてまた公定歩合も引き下げたのでござ

りますので、今後の景気効果が期待されるところでございまして、まずは、できましたものを着実に

実行いたしまして、そして所期の目的を達成した

いと考えておるところでございます。したがつて、現在補正予算を組む考えは持っていないこと

を申し添えます。(拍手)

以上でございます。

〔國務大臣河本敏夫君登壇 拍手〕

○國務大臣(河本敏夫君) 私に対するお尋ねは、

為替差益を消費者に還元すべしと、こういう趣旨のお話でございます。

まず、電力料金について申し上げますが、電力

料金は昭和五十一年に現行のレートを設定をいた

る早急にやりたいと思っております。そして、財

政試算に示しましたような方向でいろいろな問題

を御討論願いたい、かようなつもりでおるわけでござります。

それから、退職金の千五百万円までのその預金

に対する利子の非課税というお話をございます。

それから、富裕税の話でございますが、これは

決まっておりません。しかし、国会等済みました

お話をござります。

それから、不公平税制を直せということを、い

ろんな例を挙げられまして、一つは退職給与引当

金を出されたのでございます。これはもう御承知

のようだ、商法におきまして、企業会計原則にお

きまして、当然退職したときに支給すべき金額、これは損金性が認められておるというこ

とは御存じのとおりでございます。ただ、税法は

いまそれを二分の一にちょっと切つておるわけでござりますが、これは今後の予定、どれぐらいたつて平均マクロ的に退職するのか、そして将来払われるわけでございますから、その金額を現在価値

で資本還元いたしておるでございます。まあそ

れをさらに二分の一にせいで、こういうことでござりますが、これ以上は無理じやないかとわれわれは思つておるところでございます。

それから、富裕税の話でございますが、これは

以前やりまして大変苦労がかかりまして、ある意味でまた逆の不公平も出たわけでございますけれども、しかし、税制調査会の方でも可否両論ござります。

それから、利子・配当の総合課税、これはもう一度検討しておりますけれども、時間がかかるといふことだけ申し上げておきます。

交際費課税の強化でございますが、もう資本金

基準は千分の〇・二五しか残っておりません。あ

と、それよりはるかに低位にあることでござ

ります。そういう実情にあることだけ申し述べておきます。

それから最後に、いま円高不況で補正予算を組

むつりがないかと、こういうお話をございま

す。私たちには、七%成長、七%前後の成長とい

うことはままやさしいことではないと思いますが、まだ達成不可能だと考えていないのでござ

ります。幸い、先般早々に予算を成立させていた

だきましたので、われわれはこれを着実に実行

し、そしてまた公定歩合も引き下げたのでござ

りますので、今後の景気効果が期待されるところでございまして、まずは、できましたものを着実に

実行いたしまして、そして所期の目的を達成した

いと考えておるところでございます。したがつて、現在補正予算を組む考えは持っていないこと

を申し添えます。(拍手)

以上でございます。

〔國務大臣河本敏夫君登壇 拍手〕

○國務大臣(河本敏夫君) 私に対するお尋ねは、

為替差益を消費者に還元すべしと、こういう趣旨のお話でございます。

まず、電力料金について申し上げますが、電力

料金は昭和五十一年に現行のレートを設定をいた

る早急にやりたいと思っております。そして、財

政試算に示しましたような方向でいろいろな問題

を御討論願いたい、かようなつもりでおるわけでござります。

それから、退職金の千五百万円までのその預金

に対する利子の非課税というお話をございます。

それから、富裕税の話でございますが、これは

以前やりまして大変苦労がかかりまして、ある意味でまた逆の不公平も出たわけでございますけれども、しかし、税制調査会の方でも可否両論ござります。

それから、利子・配当の総合課税、これはもう一度検討しておりますけれども、時間がかかるといふことだけ申し上げておきます。

交際費課税の強化でございますが、もう資本金

基準は千分の〇・二五しか残っておりません。あ

と、それよりはるかに低位にあることでござ

ります。そういう実情にあることだけ申し述べておきます。

それから最後に、いま円高不況で補正予算を組

むつりがないかと、こういうお話をございま

す。私たちには、七%成長、七%前後の成長とい

うことはままやさしいことではないと思いますが、まだ達成不可能だと考えていないのでござ

ります。幸い、先般早々に予算を成立させていた

だきましたので、われわれはこれを着実に実行

し、そしてまた公定歩合も引き下げたのでござ

りますので、今後の景気効果が期待されるところでございまして、まずは、できましたものを着実に

実行いたしまして、そして所期の目的を達成した

いと考えておるところでございます。したがつて、現在補正予算を組む考えは持っていないこと

を申し添えます。(拍手)

以上でございます。

〔國務大臣河本敏夫君登壇 拍手〕

○國務大臣(河本敏夫君) 私に対するお尋ねは、

為替差益を消費者に還元すべしと、こういう趣旨のお話でございます。

まず、電力料金について申し上げますが、電力

料金は昭和五十一年に現行のレートを設定をいた

る早急にやりたいと思っております。そして、財

政試算に示しましたような方向でいろいろな問題

を御討論願いたい、かのようなつもりでおるわけでござります。

それから、退職金の千五百万円までのその預金

に対する利子の非課税というお話をございます。

それから、富裕税の話でございますが、これは

以前やりまして大変苦労がかかりまして、ある意味でまた逆の不公平も出たわけでございますけれども、しかし、税制調査会の方でも可否両論ござります。

それから、利子・配当の総合課税、これはもう一度検討しておりますけれども、時間がかかるといふことだけ申し上げておきます。

交際費課税の強化でございますが、もう資本金

基準は千分の〇・二五しか残っておりません。あ

と、それよりはるかに低位にあることでござ

ります。そういう実情にあることだけ申し述べておきます。

それから最後に、いま円高不況で補正予算を組

むつりがないかと、こういうお話をございま

す。私たちには、七%成長、七%前後の成長とい

うことはままやさしいことではないと思いますが、まだ達成不可能だと考えていないのでござ

ります。幸い、先般早々に予算を成立させていた

だきましたので、われわれはこれを着実に実行

し、そしてまた公定歩合も引き下げたのでござ

りますので、今後の景気効果が期待されるところでございまして、まずは、できましたものを着実に

実行いたしまして、そして所期の目的を達成した

いと考えておるところでございます。したがつて、現在補正予算を組む考えは持っていないこと

を申し添えます。(拍手)

以上でございます。

〔國務大臣河本敏夫君登壇 拍手〕

○國務大臣(河本敏夫君) 私に対するお尋ねは、

為替差益を消費者に還元すべしと、こういう趣旨のお話でございます。

まず、電力料金について申し上げますが、電力

料金は昭和五十一年に現行のレートを設定をいた

る早急にやりたいと思っております。そして、財

政試算に示しましたような方向でいろいろな問題

を御討論願いたい、かのようなつもりでおるわけでござります。

それから、退職金の千五百万円までのその預金

に対する利子の非課税というお話をございます。

それから、富裕税の話でございますが、これは

以前やりまして大変苦労がかかりまして、ある意味でまた逆の不公平も出たわけでございますけれども、しかし、税制調査会の方でも可否両論ござります。

それから、利子・配当の総合課税、これはもう一度検討しておりますけれども、時間がかかるといふことだけ申し上げておきます。

交際費課税の強化でございますが、もう資本金

基準は千分の〇・二五しか残っておりません。あ

と、それよりはるかに低位にあることでござ

ります。そういう実情にあることだけ申し述べておきます。

それから最後に、いま円高不況で補正予算を組

むつりがないかと、こういうお話をございま

す。私たちには、七%成長、七%前後の成長とい

うことはままやさしいことではないと思いますが、まだ達成不可能だと考えていないのでござ

ります。幸い、先般早々に予算を成立させていた

りりますし、それから防災関係、この備蓄関係の経費の負担も相当な金額になつております。それからさらに、石油業界は非常に成績のいい企業と非常に成績の依然として悪い企業、この二つのグループに分かれておりますので、これらに対する判断をどうするかと、こういう問題等も残つております。そういう幾つかの問題がござりますので、もう一、二カ月の間様子を見た上で、最終的に全体としてどのような方向に行政指導すべきかということを決めたいと、かように考えておるところでございます。(拍手)

〔国務大臣服部安司君登壇 拍手〕

○国務大臣(服部安司君)　ただいま御指摘のありました退職金一千五百万円まで利子を非課税にする構想につきましては、労働者の退職金がもっぱら退職者のその後の生活資金に充てられているという性格にかんがみまして、少しでも優遇策を講じたいという見地から、これらの所得が郵便貯金に預入される際には、一般の郵便貯金の総額制限額の別枠を設けることとして、また、民間金融機関でも同様の措置をることとしたらいかがかと考えている次第であります。この構想につきましては問題が多くあり、関係方面との折衝も要するものでありますので、目下郵政事務当局に検討を指示したところでございます。(拍手)

〔国務大臣宮澤喜一君登壇 拍手〕

は、一つには、消費者の方でいわゆる二百海里というようなことから、迷走されておったという点もあったのではないかと思います。これは発表をいたしましたので、その辺は消費者にわかつてもらえたと思いますが、なお水産庁から行政指導をしてもらつておりますわけあります。

次に、政府が直接間接に関係しております物資、サービス等は、いわゆる自由競争の体制でございませんから、やはりここも考えてみなければならない分野でありますので、先般来、関係閣僚にもお願いをして検討しておるところでございます。その結果、下げる物があればよし、もしくはの理由で還元ができるないということであれば、これはその理由をやはり国民に知つてもらう必要があると思いますので、そういうふうにしてまいりたいと思っております。

なお、民間の物資につきましては、過去にいたしました追跡調査を近いうちにもう一遍やりたいと考えております。ただいま準備を始めたところでございます。(拍手)

○副議長(加瀬完君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(加瀬完君) 日程第一 日本国とイラク共和国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

日程第二 船員の職業上の災害の防止に関する
条約(第三百三十四号)の締結について承認を求める
の件

日程第三 在外公館の名称及び位置並びに在外
公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の
一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
以上三件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員会理
事官領一郎君。

審査報告書

外務委員長 安孫子藤吉
参議院議長 安井 謙殿

委員会の決定の理由

この協定は、戦後和

この協定は、単なる文書の締結ではなく、両国間の文化協定とほぼ同様の内容のものであつて、我が國とイラクとの間に文化及び教育の各分野における交流を奨励することを規定したものである。この協定を締結することは、両国間の文化交流の一層の促進に資すると期待されるので、妥当な措置と認めた。

各締約国は、他方の締約国の国民に対し、自國の領域内における修学、訓練又は研究のための奨学金その他の便宜を与えるよう努力する。

日本国とイラク共和国との間の文化協定の締結について承認を求める件

国会に提出する。

内閣總理大臣 福田赳夫

日本国とイラク共和国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

総務省について承認を求める件

ついて、日本国憲法第七十三条第三号ただし書規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国とイラク共和国との間の文化協定
日本国政府及びイラク共和国政府は、
両国間の文化関係を助長し、かつ、発展させよ

西国間の文化關係を助長し、かく一發展させよ

うとする共通の希望に動かされ、
両国間の相互理解及び友好関係を助長し、かつ
深めることを希望して、
文化協定を締結することに決定し、次のとおり
協定した。

第一条

両締約国は、学者、教員、研究員、学生、芸術家その他文化的、科学的又は教育的活動に從事する者の両国間における交換を奨励する。

2 両締約国は、両国の文化的機関、教育的機関及び専門的機関の間における密接な協力を奨励する。

第二条

各締約国は、他方の締約国の国民に対し、自國の領域内における修学、訓練又は研究のための奨学金その他の便宜を与えるよう努力する。

第三条

各締約国は、自國の領域内における他方の締約国との文化的、科学的又は教育的機関の設立及び発展について、できる限りの便宜を与える。

第四条

各締約国は、特に次の手段により他方の国 文化、歴史、諸制度及び一般的な生活様式を理解することを奨励し、及び容易にする。

(a) 書籍、定期刊行物その他の出版物
(b) 講演、セミナー及び舞台芸術
(c) 美術展覧会、考古学展覧会、科学展覧会その他の文化的展示会
(d) ラジオ番組及びテレビジョン番組
(e) フィルム、テープ、音盤その他の視聴覚資料における協力を容易にする。

第五条

両締約国は、両国の報道機関、ラジオ放送機関、テレビジョン放送機関及び映画製作機関の間における協力を容易にする。

第六条

及び交流を奨励する。

第七条

各締約国は、自國の領域内において、他方の締約国の国民に対し、美術館、博物館、図書館、文献センターその他文化的性質を有する施設の利用についてできる限りの便宜を与える。

第八条

1 両締約国は、混合委員会を設置する。混合委員会は、各國の代表委員が同数となるよう十人以内の委員で構成する。混合委員会は、交互に日本国及びイラク共和国において定期的に会合する。

第九条

混合委員会は、この協定の実施について協議し及び両国間の文化交流の詳細に関する実施計画を作成する。

第十条

この協定は、五年間効力を有するものとし、そ

の後においても、いづれか一方の締約国がこの協定を終了させる意思を通告した日から一年の期間が満了するまで引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百七十八年三月二十日にバグダードで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

伊達邦美

イラン共和国政府のために
アリ・フセイン・アル・ハラフ

審査報告書

船員の職業上の災害の防止に関する条約(第

百三十四号)の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年四月十一日

参議院議長 安井 謙殿
外務委員長 安孫子藤吉

要領書

委員会の決定の理由

この条約は、船員が職業上被る災害を防止することを目的とするものであり、我が国がこの条約を締結することは、船員の安全を一層確実なものにする見地から、妥当な措置と認めた。

一、費用

別に費用を要しない。

右
国会に提出する。
昭和五十三年三月二十四日
内閣総理大臣 福田 駿夫

船員の職業上の災害の防止に関する条約(第

百三十四号)の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。
昭和五十三年三月二十四日
内閣総理大臣 福田 駿夫

船員の職業上の災害の防止に関する規則があつた。國際労働機関及び國際労働勸告の規定、特に、千九百二十六年の労働監督(海員)勸告、千九百二十九年の産業災害防止勸告、千九百三十二年の災害からの保護(港湾労働者)に関する条約(改正)、千九百四十六年の健康検査(船員)条約並びに千九百六十三年の機械防護条約及び千九百六十三年の機械防護勸告の規定に留意し、

船員に雇い入れられる者を保護するための船内における多くの安全措置について規定している千九百六十年の海上人命安全条約の規定及び千九百六六年に改正された國際汽船與水線條約に附属する規則の規定に留意し、

前記の会期の議事日程の第五議題である海上及び港における船内の災害の防止に関する提案の採択を決定し、

その提案が國際条約の形式をとるべきであることを決定し、

船内の災害の防止の分野における活動を成功させたため、國際労働機関と政府間海事協議機関とのそれぞれの分野における緊密な協力が維持されることが重要であることに留意し、

次の基準が政府間海事協議機関の協力を得て作成されたこと及びこの基準の適用に当たつては引き続き同機関の協力を求めることが提案されたことに留意して、

第一次の条約(引用に際しては、千九百七十年の災害防止(船員)条約と称ることができる。)を千九百七十年十月三十日に採択する。

第一條 この条約の適用上、「船員」とは、資格のいかんを問わず、この条約の適用を受ける領域において登録され、かつ、通常海洋航行に従事する船舶(軍艦を除く。)に雇い入れられるすべての者をいう。

第二條 1 にいう規定は、業務における災害の防止及び健康の保護に関する規定であつて船員の労働について適用される一般的なものに言及し、かつ、海上の業務に特有の災害を防止するための措置を明示する。

第三條 1 にいう規定は、特に次の事項について定められる。

(a) 一般的及び基本的な規定

(b) 船舶の構造上の特性

(c) 機械類

ある機関が関係のある船舶所有者団体及び船員団体との協議の上決定する。

3 この条約の適用上、「職業上の災害」とは、船員が被る災害であつて、その業務に起因し又はその業務の遂行中に生ずるものとをいう。

第二条

1 各海運国(の権限のある機関は、職業上の災害が適切に報告されかつ調査されること及びその災害の詳細な統計が作成されかつ分析されることを確保するため、必要な措置をとる。

2 すべての職業上の災害は、報告するものとし、統計については、死亡又は船舶に係る災害に限定しない。

3 統計には、職業上の災害の件数、性質、原因及び結果が記録され、並びに災害の生じた船内(例えは、甲板部、機械部、司厨部)及び場所(例えは、海上、港)が明確に表示される。

4 権限のある機関は、死亡又は重傷をもたらした職業上の災害その他国内法令に定める災害の原因及び状況について調査する。

第三条 海上の業務に特有の危険に起因する災害を防止するための有効な基準とするため、一般的な傾向及び統計によつて明らかにされる危険について研究を行う。

第四条 1 職業上の災害の防止に関する規定は、法令、実施基準その他の適切な方法で定める。

2 1にいう規定は、業務における災害の防止及び健康の保護に関する規定であつて船員の労働について適用される一般的なものに言及し、かつ、海上の業務に特有の災害を防止するための措置を明示する。

3 1にいう規定は、特に次の事項について定められる。

(a) 一般的及び基本的な規定

(b) 船舶の構造上の特性

(c) 機械類

- (d) 甲板上及び甲板下でとるべき特別の安全措置
 (e) 積込み及び取卸しのための設備
 (f) 防火及び消火
 (g) いかり、鎖及び索
 (h) 危険な貨物及びパラスト
 (i) 船員のための保護具

すい場所に掲示することにより、船員に知らせること。

第七条

船長の下で災害の防止について責任を負う適當な者又は委員会の構成員を船舶の乗組員の中から指名するための規定を設ける。

第八条

1 職業上の災害を防止するための計画は、権限のある機関が船舶所有者団体及び船員団体の協力を得て作成する。
 2 1の計画の実施については、権限のある機関、船舶所有者及び船員又はそれらを代表する者並びに他の適当な団体が積極的な役割を果たすことができるようとする。

第九条

1 この条約の正式の批准は、登録のため国際労働事務局長に通知する。
 2 この条約は、二の加盟国の批准が事務局長に登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。
 3 その後は、この条約は、いずれの加盟国についても、その批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

第十一条

1 特に、船舶所有者団体及び船員団体の双方が代表を出す災害の防止のための全国的若しくは地域的な合同の委員会又は船舶所有者団体及び船員団体の双方が代表を出す臨時の作業部会を設置する。

第十二条

1 この条約は、国際労働機関の加盟国でその批准が事務局長に登録されたもののみを拘束する。
 2 この条約は、二の加盟国の批准が事務局長に登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。
 3 その後は、この条約は、いずれの加盟国についても、その批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

第十三条

1 この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年を経過した後は、登録のため国際労働事務局長に送付する文書によつてこの条約を廃棄することができる。その廃棄は、登録された日の後一年間は効力を生じし適当である場合には、これを確保する。

第十四条

1 國際労働事務局長は、國際連合憲章第二百二十九条による登録のため、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准及び廢棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。
 2 國際労働事務局長は、國際連合憲章第二百二十九条による登録のため、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准及び廢棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

第十五条

1 國際労働事務局長は、國際連合憲章第二百二十九条による登録のため、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准及び廢棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。
 2 國際労働事務局長は、國際連合憲章第二百二十九条による登録のため、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准及び廢棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

第十六条

1 國際労働事務局長は、國際連合憲章第二百二十九条による登録のため、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准及び廢棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

第十七条

1 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、
 2 加盟国によるその改正条約の批准は、その

- 1 前条にいう災害の防止に関する規定は、船舶所有者、船員その他の関係者が遵守すべき義務を明確に定める。
 2 保護具その他災害の防止のための安全装置を備えるべき船舶所有者の義務は、一般には、船員がそれらの保護具及び安全装置に關係する。
 3 監督及び実施のための機関が海上の業務及びその慣習に精通することを確保するため、必要な措置をとる。
 4 第四条にいう規定の適用を容易にするため、その規定の写し又は概要を、例えば船内の見やせるために、特定の危険に関する情報を船員に知らせるため、適当かつ実行可能な措置（例えば、

その危険に關係がある指示を含む公の情報の提供）をとる。

第十一条

棄の権利を行使しないものは、その後更に十年間拘束を受けるものとし、十年の期間が満了することに、この条に定める条件に従つてこの条約を廃棄することができる。

- (d) 甲板上及び甲板下でとるべき特別の安全措置
 (e) 積込み及び取卸しのための設備
 (f) 防火及び消火
 (g) いかり、鎖及び索
 (h) 危険な貨物及びパラスト
 (i) 船員のための保護具

第十四条

加盟国は、相互に協力し及び適当な場合は政府間機関その他国際的な機関の援助を得て、職業上の災害を防止するための他の活動ができる限り統一するよう努力する。

第十五条

1 國際労働事務局長は、國際労働機関の加盟国から通知を受けたすべての批准及び廢棄の登録をすべての加盟国に通告する。

第十六条

1 國際労働事務局長は、國際連合憲章第二百二十九条による登録のため、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准及び廢棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

第十七条

1 國際労働事務局長は、國際連合憲章第二百二十九条による登録のため、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准及び廢棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

第十八条

1 國際労働事務局長は、國際連合憲章第二百二十九条による登録のため、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准及び廢棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

第十九条

1 國際労働事務局長は、國際連合憲章第二百二十九条による登録のため、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准及び廢棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

第二十条

1 國際労働事務局長は、國際連合憲章第二百二十九条による登録のため、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准及び廢棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

第二十一条

1 國際労働事務局長は、國際連合憲章第二百二十九条による登録のため、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准及び廢棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

第二十二条

1 國際労働事務局長は、國際連合憲章第二百二十九条による登録のため、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准及び廢棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

第二十三条

1 國際労働事務局長は、國際連合憲章第二百二十九条による登録のため、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准及び廢棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

第二十四条

1 國際労働事務局長は、國際連合憲章第二百二十九条による登録のため、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准及び廢棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

第二十五条

1 國際労働事務局長は、國際連合憲章第二百二十九条による登録のため、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准及び廢棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

第二十六条

1 國際労働事務局長は、國際連合憲章第二百二十九条による登録のため、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准及び廢棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

第二十七条

1 國際労働事務局長は、國際連合憲章第二百二十九条による登録のため、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准及び廢棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

第二十八条

1 國際労働事務局長は、國際連合憲章第二百二十九条による登録のため、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准及び廢棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

第二十九条

1 國際労働事務局長は、國際連合憲章第二百二十九条による登録のため、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准及び廢棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

第三十条

1 國際労働事務局長は、國際連合憲章第二百二十九条による登録のため、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准及び廢棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

第三十一条

1 國際労働事務局長は、國際連合憲章第二百二十九条による登録のため、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准及び廢棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

第三十二条

1 國際労働事務局長は、國際連合憲章第二百二十九条による登録のため、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准及び廢棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

第三十三条

1 國際労働事務局長は、國際連合憲章第二百二十九条による登録のため、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准及び廢棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

第三十四条

1 國際労働事務局長は、國際連合憲章第二百二十九条による登録のため、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准及び廢棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

第三十五条

1 國際労働事務局長は、國際連合憲章第二百二十九条による登録のため、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准及び廢棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

第三十六条

1 國際労働事務局長は、國際連合憲章第二百二十九条による登録のため、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准及び廢棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

第三十七条

1 國際労働事務局長は、國際連合憲章第二百二十九条による登録のため、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准及び廢棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

第三十八条

1 國際労働事務局長は、國際連合憲章第二百二十九条による登録のため、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准及び廢棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

第三十九条

1 國際労働事務局長は、國際連合憲章第二百二十九条による登録のため、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准及び廢棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

第四十条

1 國際労働事務局長は、國際連合憲章第二百二十九条による登録のため、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准及び廢棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

第四十一条

1 國際労働事務局長は、國際連合憲章第二百二十九条による登録のため、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准及び廢棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

二、本法により防音構造が義務づけられることに伴う先住者の住宅に係る経済的負担について

は、軽減措置を講ずること。

三、農業者等移転補償を受けた転出する者については、その生産維持のための必要な助成措置を講ずること。

四、本法による改善命令及び罰則の運用については、善意の居住者等に不当な負担をかけないよう十分配慮すること。

右決議する。

特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法案

第八十二回国会及び第八十三回国会において本院で継続審査をした右の内閣提出案を修正議決したからこれを送付する。

昭和五十三年三月二日

衆議院議長 保利 茂

参議院議長 安井 謙毅

(小字及び一は衆議院修正)

特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法案

特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、特定空港の周辺について、航空機騒音対策基本方針の策定、土地利用に関する規制その他の特別の措置を講ずることにより、航空機の騒音により生ずる障害を防止し、あわせて適正かつ合理的な土地利用を図ること

を目的とする。

(特定空港の指定等)

第二条 空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)

第二条第一項に規定する空港であつて、おおむね十年後においてその周辺の広範な地域にわたり航空機の著しい騒音が及ぶこととなり、か

つ、その地域において宅地化が進むと予想されるため、その周辺について航空機の騒音により生ずる障害を防止し、あわせて適正かつ合理的な土地利用を図る必要があると認められるものは、政令で特定空港として指定する。

2 前項の規定による指定があつたときは、当該特定空港の設置者は、運輸省令、建設省令で定めるところにより、おおむね十年後における当該特定空港の施設の概要、当該特定空港の周辺で航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地域及び当該地域における航空機の騒音の程度並びに当該特定空港の設置者が講ずる航空機の騒音により生ずる障害の防止のための措置の概要を示して、当該地域を管轄する都道府県知事に対して、次条第一項に規定する基本方針を定めるべきことを要請しなければならない。次項の規定による調査の結果が都道府県知事に示した事項と著しく異なることとなる場合として政令で定める場合も、同様とする。

3 特定空港の設置者は、前項の規定による要請をしたときは、おおむね五年ごとに、おおむね

著しい騒音が及ぶこととなる地域及び当該地域における航空機の騒音の程度について調査を行うものとする。

(航空機騒音対策基本方針)

第三条 都道府県知事は、前条第二項の規定による要請があつたときは、政令で定めるところに

より、特定空港の周辺で航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地域及びこれと一体的に土地利用を図るべき地域について、航空機騒音対策基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の位置及び区域に関する基本的事項

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の位置及び区域に関する基本的事項

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 航空機の騒音により生ずる障害の防止に配意した土地利用に関する基本的事項

3 航空機の騒音により生ずる障害の防止のたための施設、生活環境施設、産業基盤施設その他の施設であつて政令で定めるものの整備に関する基本的事項

4 都道府県知事は、基本方針を定めようとするときは、運輸省令、建設省令で定めるところにより、当該基本方針の案を公表しなければならない。

5 都道府県知事は、基本方針を定めようとするときは、当該基本方針の案について、関係市町村長の意見を聴き、かつ、特定空港の周辺で航

空機の著しい騒音が及ぶこととなる地域が二以上上の都府県の区域にわたるときは関係都府県知事に協議しなければならない。

6 都道府県知事は、基本方針を定めようとするときは、運輸大臣及び建設大臣の同意を得なければならぬ。この場合において、運輸大臣及び建設大臣は、同意をしようとするときは、第二項第二号及び第三号に係る部分について関係行政機関の長に協議しなければならない。

7 都道府県知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

8 前各項の規定は、都道府県知事が基本方針を変更する必要があると認める場合について準用する。

9 第四条 特定空港の周辺で都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条の規定により指定された都市計画区域内の地域においては、都市計画に航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区を定めることができる。

10 市町村の住民及び利害関係人は、公表の日から十年後における当該特定空港の周辺で航空機の騒音により生ずる障害を防止し、あわせて適正かつ合理的な土地利用を図ること

起算して一週間以内に、その公表された基本方針の案について、都道府県知事に意見書を提出することができる。

11 12

おいて準用する場合を含む。)の規定に違反した

(土地の買入れ)

建築物については、当該建築物の所有者又は占有者に対して、相当の期限を定めて、当該建築物(同条第五項において準用する場合を含む。)の

規定期間による用益の制限のため当該土地の利用に著しい支障をきたすことにより当該

建築物の移転、除却又は用途の変更(以下「建築物の

移転等」という。)をすべきことを命ずることが

できる。

3 都道府県知事は、前二項の規定により建築物の

模様替等又は建築物の移転等を命じようとするときは、これらの措置を命ずべき者について

が正当な理由がなくて聴聞に応じない場合は、

この限りでない。

4 前項の規定による買入れをする場合における

土地の価額は、時価によるものとする。

5 前項の規定による買入れをする場合における

土地の価額は、時価によるものとする。

6 前項の規定による買入れをする場合における

土地の価額は、時価によるものとする。

7 前項の規定による買入れをする場合における

土地の価額は、時価によるものとする。

8 前項の規定による買入れをする場合における

土地の価額は、時価によるものとする。

9 前項の規定による買入れをする場合における

土地の価額は、時価によるものとする。

10 前項の規定による買入れをする場合における

土地の価額は、時価によるものとする。

11 前項の規定による買入れをする場合における

土地の価額は、時価によるものとする。

12 前項の規定による買入れをする場合における

土地の価額は、時価によるものとする。

13 前項の規定による買入れをする場合における

土地の価額は、時価によるものとする。

14 前項の規定による買入れをする場合における

土地の価額は、時価によるものとする。

15 前項の規定による買入れをする場合における

土地の価額は、時価によるものとする。

16 前項の規定による買入れをする場合における

土地の価額は、時価によるものとする。

17 前項の規定による買入れをする場合における

土地の価額は、時価によるものとする。

18 前項の規定による買入れをする場合における

土地の価額は、時価によるものとする。

19 前項の規定による買入れをする場合における

土地の価額は、時価によるものとする。

20 前項の規定による買入れをする場合における

土地の価額は、時価によるものとする。

21 前項の規定による買入れをする場合における

土地の価額は、時価によるものとする。

22 前項の規定による買入れをする場合における

土地の価額は、時価によるものとする。

23 前項の規定による買入れをする場合における

土地の価額は、時価によるものとする。

24 前項の規定による買入れをする場合における

土地の価額は、時価によるものとする。

25 前項の規定による買入れをする場合における

土地の価額は、時価によるものとする。

26 前項の規定による買入れをする場合における

土地の価額は、時価によるものとする。

27 前項の規定による買入れをする場合における

土地の価額は、時価によるものとする。

28 前項の規定による買入れをする場合における

土地の価額は、時価によるものとする。

29 前項の規定による買入れをする場合における

土地の価額は、時価によるものとする。

30 前項の規定による買入れをする場合における

土地の価額は、時価によるものとする。

外 報 号 ()

防止特別地区に関する都市計画は、基本方針に基づいて定めなければならない。

3 航空機騒音障害防止地区は、航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地域について定めるものとする。

4 航空機騒音障害防止特別地区は、航空機騒音障害防止地区のうち航空機の特に著しい騒音が及ぶこととなる地域について定めるものとする。

(航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区内における建築の制限等)

第五条 航空機騒音障害防止地区(航空機騒音障害防止特別地区を除く。)内において次に掲げる建築(同条第十三号に規定する建築を除く。)内において次に掲げる建築(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第一条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の建築(同条第十三号に規定する建築を除く。)を除く。)を除く。)の建築(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第一条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。)をしようとする場合にあっては、第二項の規定は、適用しない。

(損失の補償)

第六条 都道府県知事は、前条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反した建築物又は同条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反した建築物又は同条第五項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付された条件に違反した建築物については、当該建築物の所有者又は占有者に対して、相当の期限を定めて、当該建築物の模様替その他これららの規定に対する違反又は許可に付けられた条件に対する違反を是正するために必要な措置を命ぜるべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前条第二項(同条第五項に規定する裁決を申請することができる。

機騒音障害防止特別地区に所在するものの買入の申出があった場合においては、予算の範囲内において、当該土地を買い入れることができるもの。

(貰い入れた土地の管理等)

第十一条 特定空港の設置者は、第八条第一項又は前条第二項の規定により貰い入れた土地については、この法律の目的に適合するように管理しなければならない。

2 国有財産法(昭和二十三年法律第七十二号)第十八条第四項及び同法第十九条において準用する同法第二十二条第一項の規定にかかわらず、國である特定空港の設置者は、第八条第一項又は前条第二項の規定により貰い入れた土地を地方公共団体が公園、広場その他政令で定める施設の用に供するときは、当該地方公共団体に対し、当該土地を無償で使用させることができるもの。

3 国有財産法第二十二条第一項及び第三項の規定は、前項の規定により土地を使用させる場合(国の援助等)

第十二条 特定空港の設置者は、第八条第一項又は前条第二項の規定により買入された土地について、この法律の目的に適合するよう管理しなければならない。

2 国有財産法(昭和二十三年法律第七十二号)第十八条第四項及び同法第十九条において準用する同法第二十二条第一項の規定にかかわらず、國である特定空港の設置者は、第八条第一項又は前条第二項の規定により買入された土地を地方公共団体が公園、広場その他政令で定める施設の用に供するときは、当該地方公共団体に対し、当該土地を無償で使用させることができる。

3 国有財産法第二十二条第一項及び第三項の規定は、前項の規定により土地を使用させる場合(国の援助等)

第十三条 第五条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、十

万円以下の罰金に処する。

第十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超える範囲内において政令で定める日から施行する。

(公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部改正)

2 公公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律五百八十六号)の一部を次のように改正する。

3 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和五十二年法律第一号)第百五十七号の一部を次のように改正する。

4 地方税法(昭和二十五年法律第一百一十六号)の一部を次のように改正する。

5 運輸省設置法(昭和二十四年法律第一百五十七号)の一部を次のように改正する。

6 建設省設置法(昭和二十二年法律第一百三十一号)の施行の一部を次のように改正する。

7 第九条の三第一項中「市街化されており、又は市街化すると予想される」を「市街化されない」と改める。

(都市計画法の一部改正)

8 第八条第一項に次の一号を加える。

9 第十五条第一項第二号中「第十二号まで」の下に「及び第十五号」を加える。

(地方税法の一部改正)

10 第五百八十六号第二項第一十三号中「第九条第二項」の下に「又は特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和五十二年法律第一百一十六号)の一部を次のように改正する。

11 第八条第一項若しくは第九条第二項を加える。

(運輸省設置法(昭和二十四年法律第一百五十七号)の一部を次のように改正する。

12 第一百十号の一部を次のように改正する。

13 第九条に次の二項を加える。

14 第二十八条の二第一項第十号の六の次に次の二号を加える。

第一に、要請を受けた都道府県知事は、航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の位置及び区域、空港周辺の土地利用、施設整備等に関する基本的事項を内容とする航空機騒音対策基本方針を、関係市町村長、関係住民等の意見を開いた上、運輸大臣及び建設大臣の同意を得て策定することとしております。

第三に、都道府県知事は、特定空港周辺の都市計画区域内の地域について、航空機騒音対策基本方針に基づき、都市計画に航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区を定めることができるとしております。

第四に、航空機騒音障害防止地区内に住宅等を建築する場合には防音構造としなければならないこと、及び航空機騒音障害防止特別地区内では、都道府県知事が許可した場合を除き、住宅等の建築をしてはならないこととしております。

第五に、特定空港の設置者は、住宅等の建築の禁止により通常生ずべき損失を補償するとともに、土地の買入を行い、また、移転希望者に対し補償等を行うことができるとしております。

第六に、特定空港の設置者は、買入された土地を地方公共団体に無償で使用させ、また、防止施設の整備に要する経費の一部を補助する等ができることとしております。

委員会におきましては、建設委員会並びに公害対策及び環境保全特別委員会との連合審査会を開

くなど、熱心な審議が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して青木委員、日本共産党を代表して内藤委員より、それぞれ本案に対し反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、青木委員より、五会派共同提案に係る附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(加瀬亮君) 本案に対し、討論の通告がござります。発言を許します。赤桐操君。

〔赤桐操君登壇、拍手〕

○赤桐操君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法案に対し、反対の立場から討論を行なうものであります。

本法案は、特定空港における航空機騒音対策として、空港周辺地区の土地利用に厳しい規制を定め、本法案の成立をまつて成田空港周辺地区にこれを適用しようとするものであります。

まず、国際空港には、その安全上、完全なる機能と高度の整合性が強く求められるところであり、空港の機能を制するものは、滑走路、航空保安施設、燃料輸送、騒音対策、運航時間、そして

空域、気象条件等であると存じます。

成田空港についていまこれらの諸条件を見る

と、滑走路を初め、いずれの場合においても開港後に多くの問題を残し、きわめて不完全な状態にあります。とりわけ騒音問題は、空港用地内において吸収解決は不可能であり、騒音被害

を広く周辺に及ぼすとしております。そこで本法案は、これら周辺地区の住宅の土地利用に、罰則を含む厳しい規制を設けようとするものであります。

本法案による規制区域については、当面の対象面積は二千六百ヘクタールを超え、対象戸数は二千戸に及ぶものであります。やがて将来、この空港が当初計画どおりの機能を全面的に發揮する活

動段階に入る場合は、その対象面積は拡大され、対象戸数、対象人口は一層倍増し、被害者はさらに増大するものと思われます。

しかして、本法案においては、これらの被害者が対する加害者側の責任が不明確であり、住民福祉、国民の基本的権利をじゅうりんするものと言わなければなりません。

空港の建設は、それ自体の公益上の必要性に認め、本法案の成立をまつて成田空港周辺地区にこれを適用しようとするものであります。

まず、国際空港には、その安全上、完全なる機能と高度の整合性が強く求められるところであり、空港の機能を制するものは、滑走路、航空保安施設、燃料輸送、騒音対策、運航時間、そして

ケネディ空港の拡張計画の中止、ロンドン第三空港の中止にも明らかなように、世界的な世論であります。すなわち、空港の公共性は、それだけを切り離すのではなく、騒音対策、公害対策等々と一体としての要件が整えられていかなければならぬと思うのであります。

本空港と相前後して空港建設が始められたダラス・フォートワース空港を初めといたしまして、世界の大規模な空港は、騒音被害の起こる可能性のある地域は空港敷地として取り入れることとしているのが最近の世界的傾向であります。本法案の適用が想定される成田空港の場合には、当初計画でも千七十ヘクタール、この用地が確保できたといたましても、騒音被害は空港の周辺に広く及び、騒音面から見ても、そもそもの初めから空港として欠陥を持つものであり、空港自体の公共性が疑われるものであるということであります。空港自体の公共性に疑義があるとすれば、その周辺地域の土地利用規制にどうして公共性を認めることができましょうか。

本法案は、まさに内陸空港の欠陥を露呈したものです。特に世界的にも数少ない六千三百万坪に上る臨海・内陸工業地帯に一千社を超える企業が集中し、かつ、首都圏における人口集中地域としての千葉県の内陸部に国際空港を設置するという矛盾した空港計画の欠陥をびほうしようとするものであり、とうていその公共性を認めることはできません。

また、この法案が都市計画の手続を準用することには重大な意義があるのであります。都市計画法による土地利用規制は、市民生活の相互依存関係を基礎として、市民が相互の権利を調整しつつ、總体として最適な土地利用形態の実現を図るものであります。この場合の土地利用規制は、健康で文化的な市民生活を保障するものでなければならず、国民の財産権を傷つけるものであつてはならないと思うのであります。土地利用規制によつて利益を受けるのは住民自身であり、それゆえに、都市計画法による土地規制には、一般に損失補償を要しないとされております。しかるに、本法案による土地利用規制は、市民相互の権利調整によって行われるものではなく、もともと欠陥空港のびほう策として強権的に押しつけられたものであります。この規制によつて利益を受ける市民は存在しないのであります。そのような規制を都市計画法の名のもとに行おうとするのは、都市計画法の理念を著しく逸脱したものと言わなければなりません。

また、本法案の想定する補償が憲法に言う正当な補償に相当するか否かについて、大きな疑惑を持つものであります。正当な補償とは、国民の生活権を補償するものでなければならないはずであります。だとすれば、騒音障害防止特別地区内の居住者に対する補償は、完全なる生活の再建でなければなりません。公共用地の取得に関する特別措置法を初めとして、土地の提供者に対する生

活再建を規定した法律は少なくないのであります。が、本法案がそのような条項を欠いていることには、本法案のねらいが住民の追い出しにあって、国民の権利の擁護がないことを端的に示しているものと言わなければならないのであります。

以上を要するに、本法案は憲法に保障されるべき財産権を制限するための要件たる公共性と補償の正當性のいずれにおいても重大な疑惑を含むものであり、その意味で憲法違反の疑いを持つものと言わなければなりません。

最後に、この十二年間にわたつて政府が一貫してとり続けてきた、成田地域を中心とする地元農民、地権者、周辺住民に対する政治姿勢について

○副議長(加瀬完君) は、断じて納得できるものではありません。これ

ました。

これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(加瀬完君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長嶋崎均君。

石油税法案
審査報告書

右は多數をもつて可決すべきものと議決しました。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年四月十一日

大蔵委員長 嶋崎 均

参議院議長 安井 謙殿

石油税法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次の税制改正の一環として、

昭和五十三年三月三十日

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、石油税の課税物件、納稅義務者、課税標準、税率、免税、申告及び納付の手続その他石油税の納稅義務の履行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 原油 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第二七・〇九号に掲げる石油及び歴青油をいう。

二 石油製品 関税定率法別表第二七・一〇号に掲げる石油及び歴青油並びに石油又は歴青油の調製品(外国から本邦に到着したものに限る。)をいう。

三 保税地域 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二十九条(保税地域の種類)に規定する保税地域をいう。

(課税物件)

第三条 原油及び石油製品には、この法律により、石油税を課する。

(納稅義務者)

第四条 原油の採取者は、その採取場から移出された原油につき、石油税を納める義務がある。

2 原油又は石油製品(以下「原油等」という。)を保税地域から引き取る者は、その引き取る原油

等につき、石油税を納める義務がある。

(移出又は引取り等とみなす場合)

第五条 原油の採取場において原油が消費される場合には、当該採取者がその消費の時に当該原油をその採取場から移出したものとみなす。ただし、その消費につき、当該採取者の責めに帰することができない場合には、その消費者を原

油の採取者とみなし、当該消費者が消費の時に当該原油をその採取場から移出したものとみなして、この法律(第十三条、第十六条第一項、第二十条及び第二十一条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。

当該原油がその場所に現存するときは、当該採取者がその日の前日に当該原油を当該採取場から移出したものとみなす。

の承認を受けた場所)の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

承認を受けたときは、その承認を受けた場所とする。

5 前項ただし書の税務署長の承認があつた場合には、その承認に係る原油については、その承認をした税務署長の指定する期間、その採取場であつた場所をなお原油の採取場とみなす。この場合において、当該期間を経過した日になお

税の納稅地は、当該保税地域の所在地とする。

ただし、第十五条第一項の規定による国税庁官の承認を受けたときは、その承認の際に指定を受けた場所とする。

当該原油がその場所に現存するときは、当該採取者がその日の前日に当該原油を当該採取場から移出したものとみなす。

額に、当該石油製品が本邦において関税納付済み原油から製造がされたとした場合における当該製造がされた製品の価格に含まれる税納付済み原油の価格の当該製品の価格に対する割合に相当するものとして政令で定める割合を乗じて算出した金額

総合を乘して算出した金額

する割合に相当するものと

税納付済み原油の価格の当該製品の価格に対

る当該製造がされた製品の価格に含まれる関

済み原油から製造がされたとした場合における

額に、当該石油製品が本邦において関税納付

き、政令で定めるところにより、当該採取場（第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあつては、その承認を受けた場所）の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたもの 当該他の場所

4 業務署長の承認を受けたとき。 当該業務署長
が指定した日

8 轉する税務署長に、その移入をした日の属する月の翌月末日までに提出しなければならない。
税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の規定に該当する原油を同項各号に掲げる場所に移定する。

統によりその亡失の場所の最寄りの税務署の税務署長から交付を受けた亡失証明書をもつて第二項に規定する政令で定める書類に代えることとする。

入した者に対し、当該原油を他の原油と区別して貯蔵すべきことを命ずることができる。

する金額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 免税及び税額控除等

第十条 原油の採取者が次の各号に掲げる原油を
その採取場から当該各号に掲げる場所へ移出す
場合には、当該移出に係る石油税を免除す
る。

輸出業者（他から購入した物品の販売を主たる業とする者で、當時物品の輸出を行うもの）が輸出するための原油、当該原油のをいう。）

二 前号に掲げる原油以外の原油で、その採取場内における蔵置場が狭くなつたことその他
のやむを得ない事情があるため当該原油を他
の場所へ移出すること及び当該他の場所につ

原油の採取者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することを予定している場合において、政令で定めるところにより、その予定日を当該申告書の提出先の務署長に届け出たとす。当該予定日

7 第一項の規定に該当する原油を同項各号に掲げる場所に移入した者は、当該原油の移入の日（当該原油が同項第二号に掲げる原油であるときは、その移入の理由）、数量その他政令で定める事項を記載した書類を、当該場所（第七条第一項ただし書の承認を受けている場合については、その承認を受けた場所）の所在地を管す。

に「いいて準用する、この場合において同条第四項中「同項各号に掲げる場所に移入する前」とあるのは「輸出する前」と、「税務署の税務署長」とあるのは「税務署又は税關の税務署長又は税關長」と読み替えるものとする。

(戻入れの場合の石油税の控除等)

第十二条 原油の採取者がその採取場から移出した原油を当該採取場に戻し入れた場合には、当該原油の戻入れのためにする他の採取場からの

るため同項に規定する政令で定める書類を同項
の申告書に添付することができないときは、当該
書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該
各号に掲げる日までに提出すれば足りるものと
する。

6 第一項の規定に該当する原油（同項の規定の適用を受けないこととなつたものを除く。）については、当該原油を同項各号に掲げる場所に移入した者が原油の採取者でないときは、これを原油の採取者とみなし、当該場所が原油の採取場でないときは、これを原油の採取場とみなす。

する期限内に提出するものに限る。)に当該原沖が輸出されたことについての明細に関する書類類として政令で定める書類を添付しない場合とは、適用しない。

7 第一項の規定に該当する原油を同項各号に掲げる場所に移入した者は、当該原油の移入の目的（当該原油が同項第二号に掲げる原油であるときは、その移入の理由）、数量その他政令で定める事項を記載した書類を、当該場所（第十七条第一項ただし書の承認を受けている場合については、その承認を受けた場所）の所在地を記

るのと「輸出する前」と、「税務署の税務署長」とあるのは「税務署又は税關の税務署長又は税關署長」と読み替えるものとする。

(戻入れの場合の石油税の控除等)

第十二条 原油の採取者がその採取場から移出した原油を当該採取場に戻し入れた場合には、当該原油の戻入れのために他の採取場からの

1

一 当該保税地域から引き取らうとする原油等の数量及び課税標準たる金額（以下この項において「課税標準額」という。）

けた場合には、次項の規定による申告書をもつて前条第一項の規定による申告書に代えることができる。

当該申請をした者が次のいずれかに該当するときは、国税庁長官は、その承認をしないことができる。

申告又は更正前の税額（還付金の額に相当する税額を含む。）の計算の基礎とされていながら計算の基礎となつた事実のうちに当該修正

き場合を除き、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地を所轄する税関長に提出しなければ

の確定の方式)に規定する申告納税方式が適用される原油等を保税地域から継続的に引き取る者として政令で定める者に該当する者は、政令

る石油税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

同法第二十四条(更正)の規定による更正があつた場合において、その修正申告又は更正申告書に基づき同法第三十五条第二項(期限後申告書)

(引取りに係る原油等についての課税標準及び
税額の申告等の特例)

四 税額
五 第二号に掲げる石油税額から前号に掲げる
石油税額を控除した金額に相当する石油税額
第一号に掲げる石油税額から第三号に掲げる

したことについて正当な理由がないと認められるとき。

(引取りに係る原油等についての課税標準及び
税務署長の承認を受けた石油税を免除された原
油については、適用しない。)

税を免除されるべき場合を除き、その引き取る
原油等に係る前項第一号に掲げる事項その他政
令で定める事項を記載した申告書を、その保税
地域の所在地を所轄する税關長に提出しなけれ
ばならない。

二 課税標準額に対する石油税額

前項第一号に該する事情があるとき、
石油税につき国税通則法第十七条第一項
(期限内申告)に規定する期限内申告書の提出
がなかつた場合において、当該提出がなかつた

第一項の規定による所轄を有する事務所の所在地を所轄する税務署長に提出することができる。

2 関税法第六条の二第一項第二号に規定する賦課税方式が適用される原油等を保税地域から引き取らうとする者は、当該引取りに係る石油

原油等（当該引取りに係る石油税を免除されるべきものを除く。）の数量及び課税標準たる金額（以下この項において「課税標準額」とい

認を取り消すことができる。

又は同条第二項の移入をした者は、これらの規定による控除を受けるべき月において前項の規定による申告書の提出を要しないときは、同条第一項、第二項又は第四項の規定により控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けるため、政令で定めることにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を当該戸入れ又は移入をした場所（第七条

四　第二号に掲げる石油税額から前号に掲げる
石油税額を控除した金額に相当する石油税額
五　第二号に掲げる石油税額から第三号に掲げ
る石油税額を控除してなお不足額があるとき
は、当該不足額

(同項に規定する原油等の保税地域からの引取りがない月及び引取りに係る原油等の全部につき石油税を免除されるべき月を除く。)政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その承認の際に指定を受けた場所の所在地を所轄する税關長に提出しなければならない。

又は第五項の届出書の提出があつた日以後一年以内に当該承認の申請をしたものであるとき。
一 現に国税の滞納があり、かつ、その滞納額の徴収が著しく困難であるときその他石油類の保全上不適当と認められる事情があるとき。
國税庁長官は、第一項の承認を受けた者が次

れるものがあるとき。

第一項の承認を受けている者は、同項の規定の適用を受ける必要がなくなったときは、政令で定めるところにより、その旨を国税庁長官に届け出るものとする。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その提出の日の属する月の翌月以後においては、その承認は、

6 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
(移出に係る原油についての石油税の期限内申告による納付等)

第十六条 第十三条第一項の規定による申告書を提出した原油の採取者は、当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した同項第六号に掲げる石油税額に相当する石油税を、國に納付しなければならない。

第五条第一項ただし書又は第六条第二項の規定に該当する原油に係る石油税は、これらの規定に規定する原油の採取場の所在地を所轄する税務署長が、その移出した日の属する月の翌月末日を納期限として徴収する。

(引取りに係る原油等についての石油税の納付等)

第十七条 第十四条第一項の規定による申告書を提出した者は、当該申告に係る原油等を保税地域から引き取る時までに、当該申告書に記載した同項第四号に掲げる石油税額に相当する石油

税を、國に納付しなければならない。

2 保税地域から引き取られる第十四条第二項に規定する原油等に係る石油税は、その保税地域の所在地を所轄する税関長が当該引取りの際徵收する。

3 第十五条第二項の規定による申告書をその提出期限内に、当該申告書に記載した同項第四号に掲げる石油税額に相当する石油税を、國に納付しなければならぬ。

(納期限の延長)

第十八条 原油の採取者が、第十三条第一項の規定による申告書をその提出期限内に提出した場合において、第十六条第一項の規定による納期限内に納期限の延長についての申告書を第十三

条第一項の税務署長に提出し、かつ、政令で定めることにより当該申告書に記載した同項第六号に掲げる石油税額の全部又は一部に相当する担保を提供したときは、当該税務署長は、二月以内、當該申告書に記載した同項第四号に掲げる石油税額の全部又は一部に相当する担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、二月以内、

当該担保の額に相当する石油税の納期限を延長することができる。

第五章 雜則

(保全担保)

第十九条 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税關長は、石油税の保全のために必要があると認めるとときは、政令で定めるところにより、原油の採取者又は原油等を保税地域から引き取る者に対し、金額及び期間を指定して、石油税につき担保の提供を命ずることができる。

2 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税關長は、必要があると認めるときは、前項の金額又は期間を変更することができる。

第三十一条 第十四条第一項の規定による申告書を提出した場合において、納期限の延長についての申告書に記載した同項第四号に掲げる石油税額の全部又は一部に相当する担保を当該税關長に提供したときは、当該税關長は、二月以内、

保の額に相当する石油税の納期限を延長することができる。

3 原油等を保税地域から引き取る者で第十五条第一項の国税庁長官の承認を受けたものが、同

条第二項の規定による申告書をその提出期限内に提出した場合において、前条第三項の規定により納期限内に納期限の延長についての申告書を第十五条第二項の税關長に提出し、かつ、当該申告書に記載した同項第四号に掲げる石油税額に相当する石油税を、國に納付しなければならない。

4 原油の採取につき委託者となるうとする者は、あらかじめ、原油の採取の委託をする旨その他政令で定める事項を書面で受託者の採取場

(当該委託者が第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあっては、その承認を受けた場所)の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。

5 原油の採取者について相続があつた場合において、当該相続により原油の採取業を承継した相続人があるときは、当該相続人は、その原油の採取場ごとに、当該相続があつた日から一月以内に、その旨を書面で当該原油の採取場(当該相続に係る被相続人が第七条第一項ただし書の承認を受けていた場合において、当該相続に係る相続人が同項ただし書の承認を受けるとき)にあつては、その承認を受ける場所)の所在地

るところにより、その旨を当該採取場(第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあつては、その承認を受けた場所)の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。原油の採取者(受託者を含み、委託者を除く)は、次項において同じ)がその採取を廃止し、又は休止しようとする場合も、また同様とする。

6 原油の採取者は、前項の規定により申告した事項に異動を生じた場合には、政令で定めることにより、その旨を同項の税務署長に申告しなければならない。

7 原油の採取につき委託者となるうとする者は、あらかじめ、原油の採取の委託をする旨その他政令で定める事項を書面で受託者の採取場

(当該委託者が第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあっては、その承認を受けた場所)の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。

8 原油の採取につき委託者となるうとする者は、あらかじめ、原油の採取の委託をする旨その他政令で定める事項を書面で受託者の採取場

(当該委託者が第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあっては、その承認を受けた場所)の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。

9 原油の採取者について相続があつた場合において、当該相続により原油の採取業を承継した相続人があるときは、当該相続人は、その原油の採取場ごとに、当該相続があつた日から一月以内に、その旨を書面で当該原油の採取場(当該相続に係る被相続人が第七条第一項ただし書の承認を受けていた場合において、当該相続に係る相続人が同項ただし書の承認を受けるとき)にあつては、その承認を受ける場所)の所在地

を所轄する税務署長に申告しなければならぬ。

等に対する石油税について適用する。

(採取の開発等の申告に係る経過措置)

第二条 この法律の施行の際に原油の採取をしている者は、この法律の施行の日(以下「施行

日」という)から一月以内に、原油の採取場といた、原油の採取場の位置その他政令で定める

事項を書面で当該原油の採取場(第七条第一項

ただし書の承認を受けている場合にあっては、

その承認を受けた場所)の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。

2 施行日前から引き続いて原油の採取の委託をしている者で、第六条第一項の規定により原油

を採取したものとみなされる者は、施行日から一月以内に、原油を採取したものとみなされる

委託の内容その他政令で定める事項を書面で当

該原油の採取場(当該委託をする者が第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあっては、その承認を受けた場所)の所在地を所轄す

る税務署長に申告しなければならない。

3 前二項の規定による申告をした者は、それぞ

れ、施行日において第二十条第一項前段又は第三項の規定による申告をした者とみなす。

4 第一項又は第二項の規定は、これらの規定に規定する者で施行日から一月以内に第一項の採取を廃止し、又は第二項の委託をしないこととなるものについては、適用しない。

5 第一項又は第二項の規定による申告を怠り、又は偽つた者は、五万円以下の罰金又は料に

処する。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、

使用人その他の従業者が、その法人又は人の業

は石油製品若しくはトランプ類(以下「但し」を「ただし」と改め、同条第二項中「石油ガス

は、その行為者を罰するほか、その法人又は人

に対して同項の罰金刑を科する。

(災害被害者に対する租税の減免、徵收猶予等

に関する法律の一部改正)

第三条 災害被害者に対する租税の減免、徵收猶

予等に関する法律(昭和二十二年法律第百七十

五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「石油ガス若しくはトランプ

類の製造者(石油ガスについては、石油ガスの充てん者。以下この条において同じ。)又は販売

業者が販売のために所持するこれらの物(販売

する砂糖、糖みつ又は糖水の原料とするため所持する砂糖、糖みつ又は糖水」を「石油ガス、原

油若しくはトランプ類の製造者(石油ガスにつ

いては石油ガスの充てん者とし、原油について

は原油の採取者とする。以下この条において同じ。)又は販売業者(石油製品の販売業者を含む。以下この条において同じ。)が販売のために所持するこれらの物(販売する砂糖、糖みつ若

しくは糖水の原料とするため所持する砂糖、糖

みつ若しくは糖水又は石油製品)を改め、「石油

ガス税」の下に「石油税」を加え、「因り」を「よ

り」と、「当該酒類」を「当該灾害により亡失し、

滅失し、又はその本来の用途に供することがで

きない状態になつた酒類」に、「石油ガス若しくはトランプ類(以下「石油ガス、原油若しくは石油製品若しくはトランプ類(以下「但し」を「ただし」と改め、同条第二項中「石油ガス

は石油製品若しくはトランプ類(以下「但し」を「ただし」と改め、同条第二項中「石油ガス

第十条の三 政令で定める手続により所轄税務署長の承認を受けて原油の採取場から移出する石油税法に規定する原油で次に掲げるものについては、政令で定める手続により、石油

税を免除する。

一 合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が合衆国軍隊の用に供するために購入す

るものを

税を免除する。

一 合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機

関が合衆国軍隊の用に供するために購入す

るものを

税を免除する。

に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

3 前項ただし書の承認を受けたとき、又は当該承認を受けないで同項の石油製品を同項に規定する用途以外の用途に供し、若しくはその用途以外の用途に供するため譲渡したときは、税関長は、これらの場合に該当することとなつた者から、当該石油製品について第一項の規定により免除を受けた額の石油税を直ちに徴収する。

第九十条の四 前条第二項の規定に違反して同項の石油製品を同項に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡した者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

第九十二条中「第九十条の六第四項」を「第九十条の八第四項」に、「第九十条の七第一項」を「第九十条の九第一項」に、「第九十条の八第一項」を「第九十条の十第一項」に改める。

(国税徴収法の一部改正)

第十二条 国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「石油ガス税」の下に「石油

税」を加える。

(国税通則法の一部改正)

第十三条 国税通則法の一部を次のように改正す

る。

第一項第二号中「石油ガス税」の下に「石油税」を加える。

第十五条第二項第六号中「石油ガスの充てん場とする」を「石油ガスの充てん場とし、石油

税については原油の採取場とする」に改める。

第四十六条第一項各号列記以外の部分中「国

税局長又は税務署長」を「税務署長(第四十三条

第一項ただし書若しくは第三項又は第四十四条

第五十六条号)」の下に「石油税法(昭和四十年法律第百五十六号)」に改める。

第五十六条第一項各号列記以外の部分中「国

税局長又は税務署長」を「税務署長(第四十三条

第一項ただし書若しくは第三項又は第四十四条

第五十六条号)」の下に「石油税法(昭和五十三年法律第百五十六号)」に改め、同項第一号イ

中「ものを除く」を「ものにあつては、石油税法

第五十六条号)」に改め、同項第一号イ

法第十七条第三項(引取りに係る原油等についての石油税の納付)の規定により納付すべき石

油税を除く。)に改める。

(航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法

律の一部改正)

第十四条 航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律(昭和五十一年法律第五十四号)の一部

を次のように改正する。

第一条中「石油ガス税法(昭和四十年法律第百

五年六月一日以後、採取場から移出される原油及

び保税地域から引き取られる原油等について適用

することとしております。

なお、石油税の収入額に相当する額は、別途提

案につきまして、委員会における審査の経過及び

結果を御報告申し上げます。

本案は、今後予想される石油対策に係る財政需

要に配慮して、新たに原油等に対して石油税を課

することとしようとするものであります。

その主な内容を申し上げますと、まず、石油税

は、原油及び輸入石油製品を課税物件とし、国产

原油については採取者、輸入原油及び輸入石油製

品としております。

委員会におきましては、石油税創設の理由、石

油備蓄計画と財源対策、今後の総合エネルギー対

策、為替差益と消費者への還元問題、石油税の物

価に及ぼす影響、石油税と原重油関税との関係、

石油業界に対する行政指導のあり方等について質

疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲りた

いと存じます。

第二に、課税標準及び税率でありますと、本案は

原資を終了し、討論なく、採決の結果、本案は

格に所要の調整を加えた金額とすることとし、そ

の税率は三・五%としております。

第三に、申告及び納付につきましては、採取者

については移出した月の翌月末日までに申告納付

することとし、保税地域から引き取る者について

は引き取りの際に申告納付することとしておりま

す。

以上のほか、納期限の延長、納税地等について

所要の規定を設けております。

この法律の施行期日は公布の日とし、昭和五十

三年六月一日以後、採取場から移出される原油及

び保税地域から引き取られる原油等について適用

することとしております。

なお、石油税の収入額に相当する額は、別途提

案につきまして、委員会における審査の経過及び

結果を御報告申し上げます。

本案は、今後予想される石油対策に係る財政需

要に配慮して、新たに原油等に対して石油税を課

することとしようとするものであります。

その主な内容を申し上げますと、まず、石油税

は、原油及び輸入石油製品を課税物件とし、国产

原油については採取者、輸入原油及び輸入石油製

品としております。

委員会におきましては、石油税創設の理由、石

油備蓄計画と財源対策、今後の総合エネルギー対

策、為替差益と消費者への還元問題、石油税の物

価に及ぼす影響、石油税と原重油関税との関係、

石油業界に対する行政指導のあり方等について質

疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲りた

なお、本案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党、民社党、第二院クラブ及び新自由クラブの各派共同提案により、総合エネルギー対策とその財源のあり方について検討すること等の附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(加瀬完君) これより採決をいたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(加瀬完君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○副議長(加瀬完君) 日程第六 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長安永英雄君。

審査報告書

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年四月十一日

建設委員長 安永 英雄

参議院議長 安井 謙殿

要領書

件の改善、土地融資の拡大に努めること。

一、優良かつ低廉な宅地開発を促進するため、関連公共公益施設の整備について国の助成措置を強化するとともに、公庫の関連公共・利便施設

の建設資金の貸付条件の改善に努めること。

二、いわゆるミニ開発が都市環境の保全上、災害防止等種々問題があることから、その対策について検討すること。

三、既存住宅の有効活用に資するため、中古住宅化を図るとともに、他の公的融資制度についても統合一元化する方向で検討すること。

四、既存住宅の有効活用に資するため、中古住宅化を図るとともに、公庫の融資については戸建て住宅も対象とするよう努めること。

五、現行公庫資金の貸付区分に検討を加え、簡素化を図るとともに、他の公的融資制度についても統合一元化する方向で検討すること。

六、公庫融資に伴う火災保険契約については、特約火災保険と同等の内容の他の保険、共済も契約できるよう改善に努めること。

七、民間住宅ローンについては、融資枠の確保、貸付条件並びに住宅ローン保証保険料の改善に適切な指導を行い、ローン利用者の負担軽減に配慮すること。

八、公庫は、昭和五十三年四月一日から昭和五十四年三月三十日までの間に資金の貸付けの申し込みを受理した貸付金(第十七条第一項又は第二項第一号の規定による貸付金のうち自ら居住するため住宅を必要とする者に対する貸付金、同条第五項の規定による貸付金のうち自ら居住するため住宅の改良を行う者に対する貸付金及び同条第八項の規定による貸付金のうち自ら居住するための住宅部分を有する家屋の用に供する土地について宅地防災工事を行う者に対する貸付金に限る。)については、第二十一条第一項の規定にかかるらず、貸付けの日から起算して一年以内の償還期間を設けることができる。この場合において、貸付金の償還期間には償還期

昭和五十三年三月三十一日

参議院議長 安井 謙殿

(小字及び一は衆議院修正)

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)の一部を改正する法律案

間を含むものとする。

附 則

(施行期日)

この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。

(北海道防寒住宅建設等促進法(一部改正))

法律第六十四号の一部を次のように改正す

2 北海道防寒住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正す

る。

第八条第二項の表一の項及び第八条の二第二項の表三の項中「十八年」を「二十五年」に改める。

(経過措置)

3 住宅金融公庫の貸付金の償還期間に関する規定は、この法律による改正後の規定は、住宅金融公庫が昭和五十三年四月一日以後に資金の貸付けの申込みを受理したものから適用するものとし、住宅金融公庫が同日前に資金の貸付けの申込みを受理したものについては、なお従前の例による。

[安永英雄君答撃、拍手]

○安永英雄君 ただいま議題となりました住宅金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本案は、現下の住宅事情及び経済情勢にかんがみ、住宅建設の促進に資するため、住宅金融公庫

からの個人住宅貸し付け、災害復興住宅貸し付け等に係る償還期間の延長、個人住宅貸し付け、住

宅改良貸し付け等で、みずから居住することを目的とし、昭和五十三年度内に貸し付けの申し込みを受理したものに係る据え置き期間の設置等、貸付条件の改善措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、公定歩合の引き下げ等に伴う金利の引き下げの見通し、貸付限度額の引き上げ、土地融資の拡充、中古住宅についての諸税の軽減と流通対策、公営・公園住宅の建設のおくれと供給促進、住宅融資保証のあり方、ミニ開発についての対策、宅地開発についての関連公共

公益施設の整備等について熱心な質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲ることにいたします。質疑を終了し、別に討論もなく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、赤堀委員より、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党、日本共产党及び民社党の各派共同提案に係る、公庫融資についての金利、貸付限度額、据え置き期間等の改善、土地融資の拡大等を求める七項目から成る附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(加瀬亮君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長(加瀬亮君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

本日は、これにて散会いたします。

午後三時十五分散会

出席者は左のとおり。

議員	太田 淳夫君	馬場 富君	安井 謙君
副議長	加瀬 亮君	渡部 通子君	諒君
	藤原 秀男君	桑名 義治君	
	相沢 武彦君	井上 計君	
	中野 明君	塙出 啓典君	
	柳澤 鍊造君	金丸 三郎君	
	三木 忠雄君	上林繁次郎君	
	阿部 憲一君	三治 重信君	
	遠藤 政夫君	衛藤征士郎君	
	原田 立君	矢追 秀彦君	
	田代富士勇君	黒柳 明君	
	栗林 卓司君	木島 則夫君	
	桧垣徳太郎君	鈴木 一弘君	
	宮崎 正義君	渋谷 邦彦君	
	柏原 ヤス君	藤井 恒男君	
	中村 利次君	原 文兵衛君	

中村 権二君	二宮 文造君
白木義一郎君	小平 芳平君
多田 省吾君	中尾 辰義君
田淵 哲也君	向井 長年君
新谷寅三郎君	上原 正吉君
大石 武一君	下村 泰君
前島英三郎君	青島 幸男君
江田 五月君	
市川 房枝君	
前田 默男君	
熊谷 弘君	
岩崎 純三君	
浅野 拓君	
戸塚 進也君	
鈴木 正一君	
中山 太郎君	
林 道君	
河本嘉久藏君	
金井 元彦君	
片山 正英君	
長田 裕二君	
木村 瞳男君	
入木 一郎君	
塙田十一郎君	
源田 実君	
郡 祐一君	
二木 謙吾君	
岩動 道行君	
丸茂 重貞君	
井上 吉夫君	
初村淹一郎君	
岩上 二郎君	
山本 富雄君	

昭和五十三年四月二十一日 参議院会議録第十五号

議長の報告事項

新東京国際空港問題に関する決議

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律等の一部を改正する法律

昨十一日議長において、次とおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

堀江 正夫君

補欠

和泉 照雄君

降矢 敬義君

田代富士男君

地方行政委員

辞任

金丸 三郎君

伊江 朝雄君

補欠

和田 春生君

田渕 哲也君

文教委員

辞任

田渕 哲也君

和田 春生君

運輸委員

辞任

伊江 朝雄君

金丸 三郎君

建設委員

辞任

降矢 敬義君

堀江 正夫君

同日議長において、次とおり特別委員の辞任を

許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

相沢 武彦君

太田 淳夫君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

社会労働委員会

理事 片山 基市君 (安恒良一君の補欠)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

日本国とイラク共和国との間の文化協定の締結について承認を求める件議決報告書

船員の職業上の災害の防止に関する条約（第百三十四号）の締結について承認を求める件議決報告書

特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法案（第八十二回国会開法第八号）可決報告書

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

石油税法案可決報告書

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案可決報告書

告書

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員喜屋武真榮君提出沖縄県中城湾開港開発

発に関する質問に対する答弁書

沖縄県中城湾港開発に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十三年四月四日

参議院議長 安井 謙殿 喜屋武真榮

内閣總理大臣 福田 起夫

参議院議長 安井 謙殿

参議院議員喜屋武真榮君提出沖縄県中城湾港開発に関する質問に対する答弁書

昭和五十三年四月十一日

内閣總理大臣 福田 起夫

参議院議長 安井 謙殿

参議院議員喜屋武真榮君提出沖縄県中城湾港開発に関する質問に対する答弁書

沖縄振興開発計画には、本島の東海岸の適地に港湾の新設を検討するとしているが、中城

湾港開発はこの趣旨にのつたものと考えて

いる。

二及び三について

中城湾港の具体的な計画は、港湾法第三条の三に基づき、港湾管理者である沖縄県が策定することとなるが、國としても、計画立案の基礎

一 國は、中城湾港開発についてどのように考へているか（その位置づけ・構想等）を示されたい。

二 中城湾港建設の具体的計画はどうなつていて示されたい。

三 國は、右計画を今日までどのように進めて来たか示されたい。

四 中城湾港建設の着工はいつになる予定か、また、完成はいつになる予定か示されたい。

五 完成はいつになる予定か示されたい。

右質問する。

現在国と沖縄県が一体となつて進めつつある中城湾港の開発であると考える。すなわち、中城湾に新港を建設して都市機能を分散し、中南部地域の均衡ある発展をはかる布石とするとともに、同港を中核とし背後に用地を造成し、県内既存企業の移転・再配置・集団化をはかり、一方県外からは港湾利用度の高い新規企業を誘致するなどして、雇用機会の創出をはかり、民生の安定に寄与せしめるとともに、中部地域にとっては永年の課題である基地経済からの脱却への足がかりとなると考えられるからである。

そこで以下のことについて質問する。

的な条件となる中城湾の自然的特性等について、調査を進めている。

四について
具体的な計画について、成果が得られてから検討する。